

参考資料

1 第二期町田市子ども・子育て支援事業計画

(1) 子ども・子育て支援事業計画について

「子ども・子育て支援法」に基づく、「子ども・子育て支援事業計画」は、 「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、 教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を図るため、「教育・保育事業」「地域子ども・子育て支援事業」「教育・保育の一体的提供及び 体制の確保」「その他の取組」を定め、新たに「新・放課後子ども総合プラン」 を計画に盛込みます。

(2)教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援事業計画」では、「教育・保育事業」「地域子ども・子育て支援事業」について、「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として「教育・保育提供区域」を設定することとしています。前計画から引続き、「教育・保育事業」については、堺・忠生・町田・鶴川・南の5地域で区域割りをし、「地域子ども・子育て支援事業」は全域を「教育・保育提供区域」とします。

	事業名	対象年齢	区域
	教育・保育事業 [※]	0歳〜就学前まで	5 地域
	①利用者支援事業	0歳〜就学前まで	
	②子育てひろば事業 : 地域子育て支援拠点事業	0歳〜就学前まで	
	③妊婦健康診査	妊婦 (年齢制限なし)	
	④こんにちは赤ちゃん訪問 : 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月を迎えるまで (の出生世帯)	
地	⑤養育支援訪問事業	0歳~18歳まで	
地域子ども	⑥ショートステイ(宿泊保育)、トワイライトステイ(夜間保育) : 子育て短期支援事業	0 歳~12 歳まで	
•	⑦ファミリー・サポート・センター事業 : 子育て援助活動支援事業 [※]	生後3か月~12歳まで	全域
子育て支援事業	⑧ア 幼稚園型一時預かり、イ 一時保育 : 一時預かり事業 [※]	幼稚園型 : 3歳〜就学前まで 一時保育 : 生後8週間〜 就学前まで	土场
援事	⑨延長保育 : 時間外保育事業	生後8週間~就学前まで	
業	⑩病児・病後児保育 : 病児保育事業 [※]	病 児 : 生後4か月〜 小学校2年生まで 病後児 : 1歳〜 小学校3年生まで	
	⑪学童保育クラブ事業 : 放課後児童健全育成事業	小学校 1 年生~6 年生まで]
	②補足給付事業 : 実費徴収に係る補足給付を行う事業	3 歳~就学前まで	
	⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	_	

※ 「幼児教育・保育の無償化」対象事業

「幼児教育・保育の無償化」は、「新しい経済政策パッケージ」でうたわれ、2019 年 10 月から実施しています。対象は幼稚園・保育園・認定こども園等を利用する $3\sim5$ 歳児と非課税世帯の $0\sim2$ 歳児です。すべての費用が無料になるものではなく、利用する事業によっては、新しい認定区分による認定(新 $1\sim3$ 号認定)が必要となります。

(3)量の見込み・確保方策など

「教育・保育事業」「地域子ども・子育て支援事業」の円滑な実施を推進する ために、施設整備や事業の実施を行っていきます。

I 教育・保育事業

待機児童解消や多様な教育・保育ニーズへの対応を図るため、幼稚園、認可保 育所、認定こども園、家庭的保育室(保育ママ)、小規模保育所を整備します。

なお、施設整備にあたっては、社会資源や子どもの数の変化、財政状況を踏ま えつつ、市全体として柔軟に取組むこととします。

教育・保育を 提供する施設の 利用時間	・認可幼稚園 ・認定こども園 ・認可保育所 ・小規模保育所 ・家庭的保育室 ・認証保育所	4 時間 教育時間のみ:4 時間 保育時間含む:11 時間 11 時間 11 時間 8 時間 13 時間
施設数	認可幼稚園 26 小規模保育所 15 認証保育所 5 園	園 家庭的保育室 16 室

【 対象年齢·区域 】

年齢	保育の必要性	認定区分※	利用施設	区域
0~2歳	あり	3号	保育所 認定こども園 地域型保育事業	5 地域(堺・忠生・
3~5歳	あり	2号	保育所 認定こども園	町田・鶴川・南)
」	なし	1号	幼稚園 認定こども園	

[※] 子ども・子育て支援新制度における教育・保育施設を利用するにあたっては、1号、2号、3号いずれかの認定を市から受ける必要があります。

【単位】

利用人数(人/日)

【量の見込み】

① 市全体

	外土山		4.5	2号	認定	3号	認定
			1号 認定	幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1~2 歳
2		①二一ズ量	5,798	603 4,1	3,574 77	635	2,613
0		幼稚園・保育所・認定こども園	7,078	4,7	89	582	2,448
9 年 度	②確保の	認証保育所	0	7		34	110
度	内容	家庭的保育室・小規模保育所	0	C)	41	318
(実績)		計	7,078	4,8	59	657	2,876
	過	不足 (2-1)	1,280	682		22	263
2		①二一ズ量	5,116	965 4,6	3,709 74	623	2,918
020年度		幼稚園・保育所・認定こども園	7,078	4,7	89	582	2,448
年	②確保の	認証保育所	0	7	0	31	113
	内容	家庭的保育室・小規模保育所	0	C)	41	318
(1 年 目)		計	7,078	4,8	59	654	2,879
🖰	過:	不足 (②-①)	1,962	18	35	31	▲ 39
2021年度		①二一ズ量	5,002	932 4,5	3,658 90	616	2,900
2 1		幼稚園・保育所・認定こども園	6,861	4,8	80	588	2,481
年度	②確保の	認証保育所	0	70		31	113
	内容	家庭的保育室・小規模保育所	0	C)	41	365
(2年目)		計	6,861	4,9	50	660	2,959
🖰	過:	不足 (②-①)	1,859	360		44	59
2022年度		①二一ズ量	4,819	899 4,6	3,727 26	608	2,873
2 2		幼稚園・保育所・認定こども園	6,643	4,8	80	588	2,481
年度	②確保の	認証保育所	0	7	0	31	113
	内容	家庭的保育室・小規模保育所	0	C)	41	365
(3年目)		計	6,643	4,9	50	660	2,959
🗏	過	不足 (2-1)	1,824	32	24	52	86
2023年度		①二一ズ量	4,647	860 4,5	3,715 75	602	2,840
3		幼稚園・保育所・認定こども園	6,432	4,8	80	588	2,481
年	②確保の	認証保育所	0	7	0	31	113
	内容	家庭的保育室・小規模保育所	0	C)	41	365
(4年目)		計	6,432	4,9	50	660	2,959
🖰	過不足 (②-①)		1,785	37	7 5	58	119
2024年度		①二一ズ量	4,483	830 4,5	3,720 50	600	2,814
4		幼稚園・保育所・認定こども園	6,227	4,8	80	588	2,481
年度	②確保の	認証保育所	0	7	0	31	113
	内容	家庭的保育室・小規模保育所	0	C)	39	362
(5年目)		計	6,227	4,9	50	658	2,956
	過;	不足 (2-1)	1,744	40		58	142
× 1		の内容については、ニーズ量	· ·			・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	

^{※ 1}号認定の確保の内容については、ニーズ量の減少傾向に応じて利用定員(入所児童に即した定員)を変更する見込みです。

【確保の内容及び実施時期】

	2020 年度 (1 年目)	2021 年度 (2 年目)	2022 年度 (3 年目)	2023 年度 (4 年目)	2024 年度 (5 年目)
堺地域					
忠生地域	認定こども園へ 移行1園		確保内		
町田地域	小規模保育所 2		確保内容の中間確認		
鶴川地域	認定こども園へ 移行1園		回 確 認		
南地域	認可保育所1園小規模保育所1園				

- ※ 各施設翌年度4月の開所予定となります。
- ※ 2022 年度に、人口推計の見直し、ニーズ量の把握、確保量を再度検討します。

【 今後の方向性 】

- ・二一ズ量調査の結果や市内の実情を考慮するとともに、実際の待機児童の状況に 即して整備を行うため、必要に応じて事業計画の見直しを行い、もっとも適当な 時期に、より効果的な教育・保育施設の確保に取組み、待機児童を解消します。
- 新たな施設整備のほか、既存の施設の定員数を増やす方策も検討します。
- ・保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図ります。

② 地域別 ア 堺地域

		1 므	2号	認定	3号	認定
		1号 認定	幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1~2 歳
2	①二ーズ量	730	55	498	77	307
(実績)			553			
(実績) 年度	②確保の内容	640	50		90	336
度	過不足(②-①)	▲ 90	A 4	45	13	29
2	①二ーズ量	377	66	445	81	355
12 0	<u> </u>	3,,	51	.1	01	
2020年度	②確保の内容	640	50	8	90	336
度	過不足 (②-①)	263	A	3	9	▲19
2		370	64	447	80	256
$\frac{0}{2}$	①二一ズ量	370	51	.1	80	336
(2年目)	②確保の内容	618	50	18	90	336
度	過不足(②-①)	248	A	3	10	▲ 20
2	∞ - ∀ □	254	61	454	70	254
3 0	①二一ズ量	351	51	.5	78	354
(3年目)	②確保の内容	597	50	18	90	336
度	過不足(②-①)	246	A	7	12	▲18
2	∞ - ∀ □	244	59	451	77	240
$\widehat{4}$ 0	①二一ズ量	341	51	.0	77	348
2023年度	②確保の内容	577	508		90	336
度	過不足(②-①)	236	▲2		13	▲12
2	o_ ~=	227	57	452	7.6	244
$\begin{array}{ccc} \widehat{5} & \overline{0} \\ 5 & 2 \end{array}$	①二一ズ量	327	50	19	76	344
2024年度	②確保の内容	557	50)8	88	333
度	過不足(②-①)	230	A	1	12	▲ 11

イ 忠生地域

	心工地以					
		1 문	2号	認定	3号	認定
		1号 認定	幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1~2 歳
2 0	①二一ズ量	834	221	686	85	519
1 1		054	90	17	0.5	
(実績)	②確保の内容	1145	1,4	22	137	660
度	過不足(②-①)	311	51	.5	52	141
2	①二一ズ量	962	441	810	108	605
$\widehat{1} \stackrel{0}{2}$	<u> </u>	902	1,2	51	100	003
2020年度	②確保の内容	1,145	1,4	22	137	660
一度	過不足(②-①)	183	17	'1	29	55
2	①二一ズ量 903		414	761	107	580
2021年度	() 	903	1,1	75		360
年1日在	②確保の内容	1,096	1,4	52	137	660
一度	過不足(②-①)	193	27	'7	30	80
2	①二一ズ量	883	405	742	105	542
3 2	<u> </u>	865	1,1	47	103	342
2022年度	②確保の内容	1,049	1,4	52	137	660
じ度	過不足(②-①)	166	30)5	32	118
2	①二ーズ量	834	383	703	103	532
4 2		054	1,0	86	103	332
(4年目)	②確保の内容	1,004	1,4	52	137	660
一度	過不足(②-①)	170	366		34	128
2	①二ーズ量	806	369	677	101	519
2024年度	⊕ <u></u> — △≗	000	1,0	46	101	213
年4月年	②確保の内容	961	1,4	52	137	660
一度	過不足(②-①)	155	40	16	36	141

ウ 町田地域

	-, m,-c,-%		2号	認定	3号	認定
		1号 認定	幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1~2 歳
2	①二一ズ量	1,033	158	729	146	634
(実績)		1,055	88	37		
(実績)	②確保の内容	1,335	1,0	61	137	682
度	過不足(②-①)	302	17	'4	▲ 9	48
2	①二一ズ量	998	239	811	143	711
1 2	⊕ — 八里	330	1,0	50	143	/11
(1年目)	②確保の内容	1,335	1,0	61	137	682
一度	過不足 (②-①)	337	1	1	▲ 6	▲29
2	①二一ズ量		238	238 808		727
(2年目)	⊕ — 八里	1,001	1,0	46	142	, , ,
年 1 目 年	②確保の内容	1,292	1,0		137	720
逆度	過不足 (②-①)	291	1!	5	▲ 5	▲ 7
2	①二一ズ量	945	224	840	140	730
3 2	⊕ — 八里		1,0	64	140	750
(3年目)	②確保の内容	1,250	1,0	61	137	720
	過不足 (②-①)	305	A	3	▲ 3	▲ 10
2023年度	①二一ズ量	898	214	859	139	721
4 2	⊕ — 八里		1,0		133	721
年3 目年	②確保の内容	1,209	1,061		137	720
	過不足 (②-①)	311	▲12		▲2	▲ 1
2024年度	①二一ズ量	873	208	876	139 716	716
5 2	り 2 2		1,084			/10
年 4 目 年	②確保の内容	1,170	1,0		137	720
一度	過不足(②-①)	297	▲ 2	23	▲2	4

エの鶴川地域

エ	鶴川地域					
		1 🗆	2号	認定	3号	認定
		1号 認定	幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1~2 歳
2019年度	①二一ズ量	1,287	86	698	129	508
(実績)	②確保の内容	1,605	75	-	123	509
年	過不足(②-①)	318	A :	30	A 6	1
2020年度	①二ーズ量	934	111 75	644	117	525
售点		1,605	75	54	120	512
旦世	過不足(②-①)	671	A	1	3	▲13
	①二ーズ量	910	109	641	112	523
2 0 2 年 1 目)度	<u> </u>	910	75	50		323
年1月年	②確保の内容	1,567	75	54	120	512
一度	過不足(②-①)	657	4	ŀ	7	▲ 11
2022年度	①二一ズ量	876	105	648	112	516
3 2	<u> </u>	670	75	53	112	310
年2月年	②確保の内容	1,522	75	54	120	512
度	過不足(②-①)	646	1		8	▲ 4
2	①二一ズ量	859	103	649	111	510
(4年目)	<u>₩</u> — 八里		75	52	111	310
年3月日年	②確保の内容	1,478	75	54	120	512
逆度	過不足 (②-①)	619	2		9	2
2	①二一ズ量	829	99	654	112	509
(5年目)	◎ — 八重	023	75	53	112	303
年4月日年	②確保の内容	1,435	75	54	120	512
一度	過不足(②-①)	606	1		8	3

才 南地域

	刊地级					
		1 므	2号	認定	3号	認定
		1号 認定	幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1~2 歳
2	①二一ズ量	1,914	83	963	198	645
(実績)	₩ — 八重	1,514	1,0	46	150	043
(実績)	②確保の内容	2,353	1,1	14	170	689
度	過不足 (②-①)	439	6	8	▲ 28	44
2	①二一ズ量	1,845	108	999	174	722
$\begin{bmatrix} \widehat{} & 0 \\ 1 & 2 \end{bmatrix}$	⊕_ - ∧±	1,045	1,1	07	1/4	/22
201年目)	②確保の内容	2,353	1,1	14	170	689
一度	過不足 (②-①)	508	7	,	▲ 4	▲ 33
2	①二一ズ量	1,818	107	1,001	17/	714
202年目)	⊕_ _ ∧±	1,010	1,1	08	174	/14
年1 日年	②確保の内容	2,288	1,1	75	176	731
度	過不足 (②-①)	470	6	7	2	17
2	①二一ズ量	1,764	104	1,043	173	731
3 2	⊕_ _ ∧±	1,704	1,1	47	1/3	/31
(3年目)	②確保の内容	2,225	1,1	75	176	731
度	過不足 (②-①)	461	2	8	3	0
2	①二一ズ量	1,715	101	1,053	172	729
(4年目)	₩ — 八重	1,713	1,1	54	1/2	723
年3 目年	②確保の内容	2,164	1,1	75	176	731
度	過不足 (②-①)	449	21		4	2
2	①二一ズ量	1,648	97	1,061	172	726
5 2	⊕ — ∧≡	,	1,1	58	1/2	720
(5年目)	②確保の内容	2,104	1,1	75	176	731
度	過不足(②-①)	456	1	7	4	5

Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭に向けて、地域におけるさまざまな子育てサービスの支援を行うとともに、情報提供を行っていきます。

① 利用者支援事業 【子育て推進課、保育·幼稚園課、保健予防課】							
【基本型】5 箇所の地域子育て相談センターにおいて、保育資源・保育サービス等の情報提供を利用者に行います。 【特定型】保育所等の利用希望のある家庭や入所保留となった家庭等に対して、各家庭に適した施設の選び方、施設の空き状況等の案内を行うことなどにより、入所につながるよう支援をします。 【母子保健型】すべての妊婦を対象として専門職が面接を行い、心身の状態や育て支援のニーズ等を把握します。支援を必要とする人に対して、支援プランの作成・効果検証を行い、就学前までの支援を行います。						等に対して、 などにより、 身の状態や子	
対象年齢	/単位	0歳~就学前	まで/実施施	設数(箇所数	·)		
量の見	込み	2018年度(実績)	2020年度(1年目)	2021 年度 (2 年目)	2022年度(3年目)	2023年度(4年目)	2024 年度 (5 年目)
	基本型	5	5	5	5	5	5
確保の内容	特定型	1	1	1	1	1	1
	母子保健型	4	4	4	4	4	4
算出方	法	基本型:1.均特定型:1.市 母子保健型: 母子保健型:	示				南地域 4.鶴川保健セ
ンター 【基本型】各地域の子育てに係わる施設や、保育サービスの情報を提供し継続した支援を行っていきます。 【特定型】園訪問による情報収集や出前講座を行い、関係機関とも連携しがら、情報の提供や支援を行っていきます。 【母子保健型】すべての妊婦への面接に向けて引続き取組み、また、支援が必要とする人に関係機関とも連携しながら、切れ目なく支援を行っていきます。						とも連携しな また、支援を	

	② 子育てひろば事業:地域子育て支援拠点事業 【子育て推進課】							
事業内容 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行 談、情報の提供、助言その他の援助を行						し、子育てに	ついての相	
対象年齢	冷/単位	0歳~就学前	まで/延べ利	用人数(人/牟	F)			
量の見	見込み	2018年度(実績)	2020年度(1年目)	2021年度(2年目)	2022年度(3年目)	2023年度(4年目)	2024年度(5年目)	
①二一ズ量		71,206	78,832	74,160	69,248	65,888	62,896	
②確保の	施設数	70	60	60	61	61	61	
内容	定員数	151,250	81,120	81,120	82,560	82,560	82,560	
過不足(②-	1)	80,044	2,288	6,960	13,312	16,672	19,664	
・二一ズ量=①×② ①各年度 0×5 歳人口数 – 教育・保育施設利用者数=ひろば事業対象者。②対象 1 人あたり年間利用回数(2018 年度実績値から算出)・確保の内容 ・施設あたり受入可能数 10 名/日、事業類型ごとに開設日数を設定 Ⅰ型=72 日、Ⅱ型=144 日、Ⅲ型=144 日、Ⅳ型=240 日として実施。乗じて算出(子育てひろば事業実施施設のみを掲載し、かつ、利用実績でである。						:設定 Jて実施数を		
今後の	方向性		が利用者が増え				う民間保育園	

③ 妊婦健康診査 【保健予防課】									
事業	内容	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。							
対象年齢	命/単位	妊婦(年齢制	限なし) /延	べ利用人数(人回/年)				
量の見	見込み	2018年度(実績)	2020年度(1年目)	2021年度(2年目)	2022年度(3年目)	2023年度(4年目)	2024年度(5年目)		
妊娠届出人	数	2,723	2,616	2,564	2,513	2,463	2,414		
	1 回目	2,583	2,616	2,564	2,513	2,463	2,414		
	2~14回目	29,422	34,008	33,332	32,669	32,019	31,382		
確保の内容	妊娠超音波検査	2,176	2,616	2,564	2,513	2,463	2,414		
	子宮頸がん検診	1,997	2,616	2,564	2,513	2,463	2,414		
	合計	36,178	41,856	41,024	40,208	39,408	38,624		
算出	方法	妊娠届出人数の 2018 年度実績×98%で算出 (実績から前年比 96.1~97.7%のため、前年度の 98%を見込みとした)							
今後の			質用の公費助! ごきるように?		べての妊婦だ	が健診を受け	、安心・安		

④ こんにちは赤ちゃん訪問:乳児家庭全戸訪問事業 【保健予防課】									
事業内容		:後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提 はや養育環境等の把握を行う事業です。							
対象年齢/単位	生後4か月を	後4か月を迎えるまで(の出生世帯)/訪問指導人数(人/年)							
量の見込み	2018年度(実績)	2020 年度 (1 年目)	2021 年度 (2 年目)	2022 年度 (3 年目)	2023 年度 (4 年目)	2024 年度 (5 年目)			
出生数	2,615	2,568	2,537	2,516	2,496	2,480			
①ニーズ量(訪問希望者)	2,408	2,311	2,283	2,264	2,246	2,232			
②確保の内容(訪問指導人数)	2,538	2,311	2,283	2,264	2,246	2,232			
算出方法	出生数は 0 i で算出	出生数は 0 歳児の人口推計を使用し、ニーズ量、確保の内容は出生数の 90% で算出							
今後の方向性	出生通知票 <i>0</i> す。	D提出を促し、	、より多くの	家庭の訪問を	実施できる。	ように努めま			

⑤ 養育支援訪問事業 【子ども家庭支援センター】									
事業内容	養育支援が特 言等を行うこ	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。							
対象年齢/単位	0歳~18歳	0歳~18歳まで/利用人数(人/年)							
量の見込み	2018 年度								
確保の内容	5	6	6	6	6	6			
算出方法	過去 5 年間の実績から 6 件が上限と算出								
今後の方向性						し、養育支援 圣減を図りま			

⑥ ショートステイ(宿泊保育)、トワイライトステイ(夜間保育): 子育て短期支援事業 【子ども家庭支援センター】									
事業内容		保護者の疾病等の理由により、家庭で養育が一時的に困難となった児童を、児童 養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショー トステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))です。							
対象年齢	龄/単位	0 歳~12 歳ま	で/延べ利用	月人数(人/年))				
量の見込み		2018年度(実績)	2020年度(1年目)	2021年度(2年目)	2022年度(3年目)	2023年度(4年目)	2024 年度 (5 年目)		
①ニーズ量		997	958	958	958	958	958		
	施設数	2	2	2	2	2	2		
②確保	ショートステイ	2,372	2,190	2,190	2,190	2,190	2,190		
の内容	トワイライトステイ	1,825	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095		
	合計	4,197	3,285	3,285	3,285	3,285	3,285		
過不足(②-	-1)	3,200	2,327	2,327	2,327	2,327	2,327		
二一ズ量=①+② ①0歳~2歳未満 2018年10月~2019年6月まで延べ13人の利用 13人×(12か月/9か月)=延べ17人 ②2歳~12歳 過去3年間の実績値の平均延べ=941人 2016年度から2018年度対象児童数は減少しているが、利用は減少しないため、2024年度まで同数とする ※2歳未満対象のショートステイ事業開始に伴い、定員構成を利用実									
今後の	方向性	づき変更して 支援を必要と 支援していき	している家	庭を利用につ	なげること	で、育児が継続	売できるよう		

⑦ ファミリー・サポート・センター事業:子育て援助活動支援事業 【子育て推進課】										
事業	事業内容		生後3か月から12歳までの子どもを持つ子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。							
対象年齢	冷/単位	依頼会員:市援助会員:市 援助会員:市 /延べ利用人	内在住で、20	在勤で、生後) 歳以上の心身						
量の見	見込み	2018年度(実績)	2020年度(1年目)	2021年度(2年目)	2022 年度 (3 年目)	2023年度(4年目)	2024 年度 (5 年目)			
	低学年	3,771	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650			
①ニーズ量	高学年	1,190	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000			
	合計	4,961	4,650	4,650	4,650	4,650	4,650			
○ T#1/□	低学年	3,771	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650			
②確保 の内容	高学年	1,190	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000			
97130	合計	4,961	4,650	4,650	4,650	4,650	4,650			
過不足(②-	1)	0	0	0	0	0	0			
※ 未就学を対	象とした量の身	見込み								
量の見	見込み	2018年度(実績)	2020年度(1年目)	2021年度(2年目)	2022年度(3年目)	2023年度(4年目)	2024 年度 (5 年目)			
①ニーズ量		4,941	4,150	4,150	4,150	4,150	4,150			
②確保の内容	容	4,941	4,150	4,150	4,150	4,150	4,150			
過不足(②-	1)	0	0	0	0	0	0			
算出	算出方法									
今後の方向性		①センター房②新たな周矢③会員登録機	実績値(直近5年間平均)×人口変動率(減少傾向)+事業の取組み 2019年10月から事業者変更にともない、新たに以下の施策を行います。 ①センター開所時間の延長 ②新たな周知方法の活用 ③会員登録機会の増加 ④他事業との連携							

⑧ 一時預かり事業 ア 幼稚園型一時預かり 【保育·幼稚園課】								
事業内容	容	幼稚園・認定 業です。	こども園にお	いて、教育時	間の他に預か	り保育の時間	を提供する事	
対象年齢/	単位	3歳~就学前	まで/延べ利	用人数(人/年	≣)			
量の見込	<i>≥</i> }+	2018年度(実績)	2020年度(1年目)	2021年度(2年目)	2022年度(3年目)	2023年度(4年目)	2024年度(5年目)	
①二一ズ量		224,534	224,500	224,500	224,500	224,500	224,500	
 ②確保の内容	施設数	16	16	16	16	16	16	
	定員数	224,534	224,500	224,500	224,500	224,500	224,500	
過不足 (②-①))	0	0	0	0	0	0	
算出方法		人口推計から 3~5 歳の子どもの数は減少することが見込まれるが、預かり保育ニーズは高まっていくことが想定されるため、2018 年度並で推移していくとして算出						
今後の方「	句性	利用者の多様	・ なニーズに	応えられるよ	う今後も推済	進していきま	す。	

⑧ 一時預かり事業 イ 一時保育【保育・幼稚園課】									
事業内容		保護者が、「傷病・入院・介(看)護など緊急的な事情があるとき」「短時間・非定型就労などで、育児ができないとき」「育児にともなう心理的及び肉体的負担があるとき」「冠婚葬祭などやむを得ない事情があるとき」のいずれかに該当する場合、子どもを一時的に保育所で預かる事業です。							
対象年齢/	単位	生後8週間~	就学前まで/	延べ利用人数	(人/年)				
量の見込	.)	2018年度(実績)	2020年度(1年目)	2021 年度 (2 年目)	2022年度(3年目)	2023年度(4年目)	2024年度(5年目)		
①二一ズ量		19,138	18,700	18,200	17,600	17,200	16,800		
 ②確保の内容	施設数	44	44	45	45	45	45		
で唯体の万円	定員数	74,160	74,160	75,845	75,845	75,845	75,845		
過不足 (②-①)		55,022	55,460	57,645	58,245	58,645	59,045		
算出方法		アンケート調査報告書による1人当たりの利用日数は減少傾向が見られることから、ニーズ量は減少していくと見込み、実績値に0~5歳の人口推計の減少率を乗じて算出							
今後の方向	句性	利用者の緊急 対する適切な				実情に応じた	ニーズ量に		

⑨ 延長保育事業:時間外保育事業 【保育·幼稚園課】									
事業	内容	保育認定を受 において、認					の日及び時間		
対象年	龄/単位	生後8週間〜 ※認定こども			/日)				
量の見	見込み	2018年度(実績)	2020年度(1年目)	2021年度(2年目)	2022年度(3年目)	2023年度 (4年目)	2024 年度(5 年目)		
①ニーズ量		3,507	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600		
②確保の	施設数※	78	86	87	87	87	87		
内容	定員数	7,065	7,318	7,418	7,418	7,418	7,418		
過不足(②-	·①)	3,558	3,718	3,818	3,818	3,818	3,818		
算出方法		人口推計から 0~5 歳の子どもの数は減少することが見込まれるが、保育ニーズは高まっていくことが想定されるため、2016 年度~2018 年度の平均値で推移していくとして算出							
今後の	方向性				、今後の利用 する適切な研		を考慮しなが ていきます。		

⑩ 病児・病後児保育:病児保育事業 【子育て推進課】								
事業内容	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等 が一時的に保育等を実施する事業です。							
対象年齢/単位	病児保育: 生後4か月〜小学校2年生まで 病後児保育:1歳〜小学校3年生まで /延べ利用人数(人/年)							
火。产用但本								

※ 病児保育

	量の見込み		2018年度(実績)	2020年度(1年目)	2021年度(2年目)	2022年度(3年目)	2023年度(4年目)	2024年度(5年目)
1	①ニーズ量		293	2,954	2,878	2,790	2,724	2,659
		忠生	1	1	1	1	1	1
	施設数	町田	0	1	1	1	1	1
	川地市文女人	鶴川	0	0	0	0	0	1
② 確 保		南	0	0	0	1	1	1
保 の		忠生	4	4	4	4	4	4
内容	定員数	町田	0	6	8	8	10	10
	(人/日)	鶴川	0	0	0	0	0	4
		南	0	0	0	4	4	4
	延べ定員数		960	2,400	2,880	3,840	4,320	5,280
過不	足(②-①))	667	▲ 554	2	1,050	1,596	2,621

※ 病後児保育

^	A MOLIKE										
	量の見込	シみ	2018年度(実績)	2020年度(1年目)	2021 年度 (2 年目)	2022 年度 (3 年目)	2023年度(4年目)	2024 年度 (5 年目)			
1	ーズ量		1,127	1,266	1,233	1,196	1,167	1,140			
		堺	1	1	1	1	1	1			
	施設数	忠生	0	1	1	1	1	1			
	川心市又安久	鶴川	2	2	2	2	2	2			
確		南	1	1	1	1	1	1			
② 確 の		堺	4	4	4	4	4	4			
内容	定員数	忠生	0	2	2	2	2	2			
台	(人/日)	鶴川	8	8	8	8	8	8			
		南	4	4	4	4	4	4			
	延べ定	員数	4,608	5,088	5,088	5,088	5,088	5,088			
過不	足(②-①))	3,481	3,822	3,855	3,892	3,921	3,948			
	算出方法	去			計から算出す 用状況を加算		のニーズ量(国基準)に、			
今後の方向性		い地域の利像 ・八王子市と ら継続してい	2018 年度の小学生の利用状況を加算して算出 ・2019 年度に新規開設した施設の利用状況を踏まえ、病児保育施設のない地域の利便性の向上を検討していきます。 ・八王子市との広域利用制度については、年々利用者数が増えていることから継続していきます。また、八王子市以外の市との広域利用についても検討していきます。								

⑪ 学童保育クラブ事業:放課後児童健全育成事業										
	.		【児童青		_ , ,					
事業	事業内容		保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の 余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育 成を図る事業です。							
対象年齢	冷/単位	小学校 1 年生~6 年生まで/利用人数(人/日)								
量の見	見込み	2018年度(実績)	2020年度(1年目)	2021年度(2年目)	2022年度(3年目)	2023年度(4年目)	2024年度(5年目)			
	1年生		1,297	1,300	1,297	1,201	1,164			
	2年生	3,634	1,280	1,182	1,184	1,182	1,092			
	3年生		1,065	1,098	1,013	1,019	1,016			
①ニーズ量	4年生		388	401	413	382	384			
	5年生	758	77	77	80	82	76			
	6年生		24	24	24	25	26			
	合計	4,392	4,131	4,082	4,011	3,891	3,758			
	施設数	43	43	43	42	42	42			
②確保	低学年	3,634	3,642	3,580	3,494	3,402	3,272			
の内容	高学年	33	44	502	517	489	486			
	確保量	3,667	3,686	4,082	4,011	3,891	3,758			
過不足 (②-①)	合計	▲ 725	▲445	0	0	0	0			
算出	算出方法		・低学年 小学生児童推計データ×クラブごとの入会率推計値から算出 ・高学年 すでに高学年の受入れを実施している東京都 26 市の入会データから入会 率を算出							
今後の	方向性	2021 年度か 用状況に応じ								

⑩ 補足給付事業:実費徴収に係る補足給付を行う事業 【保育·幼稚園課】						
事業内容		R護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園に対して保護者が支払うべき食費を助成する事業です。				
対象年齢/単位		3歳〜就学前まで、かつ年収360万円未満相当の世帯、または第3子 /補足給付事業対象者数(人/年)				
量の見込み	2018年度(実績)					
①ニーズ量	_	350	343	329	318	307
②確保の内容	_	350	343	329	318	307
過不足 (②-①)	_	0	0	0	0	0
算出方法	2019 年 1 月時点での私学助成幼稚園入園児童数のうち年収 360 万円未満の世帯の子どもの数に、3~5 歳の人口推計から算定された増減率を乗じて 算出					
今後の方向性	保護者の世帯	帯所得の状況:	等を勘案して	、負担軽減を	を図っていき	ます。

① 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

Ⅲ 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保(質の向上)

①認定こども園の普及についての基本的な考え方

保護者の就労状況に関わらず、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置拡大に向けて、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と相互に連携し、推進方法について協議、検討していきます。

②教育・保育の質の高い提供と支援

※P39 I-2-(1)「幼児教育・保育の充実」に掲載

教育・保育は、利用希望者の増加にともない、「量的拡充」とあわせて、「質の向上」が求められています。提供するサービスの「質の向上」のために、教育・保育に携わる保育士等や放課後児童支援員に研修等を行い、人材の資質向上を目指し、サービスの「質の向上」に努めます。

保育士等のスキルアップ研修						
事業内容	学校教育・保育施設協会の研修会を支援し、職員のスキルを向上させ、教育・保育の質の向上を図ります。					
放課後児童支援員の資質向上						
事業内容	「町田市学童保育クラブ研修基本方針」による放課後児童支援員の資質向上研修 を実施します。					
療育セミナー						
事業内容	保育園・幼稚園等、学童保育クラブなどの職員に、障がいに対しての理解や援助 の方法について講演会を開催します。					

③幼児時期の学校教育・保育と小学校教育の円滑な接続の取組みについて

※P42コラム「幼・保・小の連携 町田市接続カリキュラム」に掲載

幼・保・小の連携として、小学校教育に切れ目なくつながるように「町田市接続カリキュラム」を策定しました。市内の保育園・幼稚園等や小学校が、このカリキュラムを活用することで、小学校教育への円滑な接続や、子どもたちが自分の力を最大限に発揮しながら育つことを目指しています。

Ⅳ その他の取組

①産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保の 推進

保育コンシェルジュが保護者の希望に応じて、円滑に施設を利用できるよう、園 訪問による情報収集や出前講座を行い、関係機関とも連携しながら、情報の提供や 支援を行っていきます。

②子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する東京都との連携

ア 児童虐待防止対策の充実

※P77Ⅱ-3-(3)「虐待の防止と支援の充実」に掲載

	子育て支援ネットワーク会議
事業内容	虐待を受けている子どもをはじめとする、支援が必要な子どもとその家族の早期 発見や、適切な支援を図るため、関係機関等の円滑な連携協力を確保します。

イ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

※P76Ⅱ-3-(2)「ひとり親家庭・貧困への支援」に掲載

経済困難世帯等の就労支援					
事業内容	就労を目的として講座や訓練を受講する場合に給付金を支給します。また、それ ぞれのニーズに応じて個別計画書を作成し、具体的な就労につながるよう支援し ます。				

ウ 障がい児施策の充実等

※P67Ⅱ-3-(1)「発達に支援が必要な子どもと家庭への支援」に掲載

	医療的ケア児コーディネーターの配置
事業内容	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多分野の支援が必要な医療的ケア児に 適切な支援体制を調整するコーディネーターを、町田市子ども発達センターに配 置します。

③労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境整備施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し、仕事と子育ての両立のための 基盤整備について、東京都、地域企業、労働者団体、地域活動団体等と連携しなが ら、実情に応じた施策を展開します。

(4)新・放課後子ども総合プラン

子どもの小学校入学後、学童保育クラブに入ることができなかった、または、延長保育がなく(短く)、保護者が子育てと仕事の両立が難しくなる、いわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童保育クラブと放課後子ども教室「まちとも」の計画的な整備等を目指します。

また、以下の10項目を「市町村子ども・子育て支援事業計画」に盛込むこと としています。

①学童保育クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

※P120Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業 ⑪ 学童保育クラブ事業:放課後児童健全育成事業 に掲載

②③学童保育クラブと放課後子ども教室「まちとも」の連携した運営(一体型) の目標事業量

【 目標事業量 】 P93Ⅲ-1-(4)「子どもの居場所の充実」に掲載

放課後子ども教室「まちとも」事業						
事業内容	学校や地域の関係者を主体とした運営協議会により、校庭での活動のほか余裕教室等も活用し、学習活動や体験活動などを行う放課後子ども教室「まちとも」事業を、全小学校(42 校)で学童保育クラブと連携しながら実施します。					
量の見込み	2019 年度 (実績) 2020 年度 (1 年目) 2021 年度 (2 年目) 2022 年度 (3 年目) 2023 年度 (4 年目) 2024 年度 (5 年目)					
実施校数	26	34	42	42	42	42

④学童保育クラブ及び放課後子ども教室「まちとも」の連携した(一体的な)実施について

※P93Ⅲ-1-(4)「子どもの居場所の充実」に掲載

※P130「新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画」 6【戦略 I】サービスの拡充 I-2ま ちともとの一体的な運営の推進 に掲載

本市では、すべての小学校で、学童保育クラブと放課後子ども教室「まちとも」の一体的な運営を実施し、放課後活動の幅を広げています。

⑤小学校の余裕教室等の活用について

学習活動の充実と並行して、余裕教室の活用による学童保育クラブの運営や、 放課後子ども教室「まちとも」における室内遊び・各種体験活動の実施など、教 育委員会や学校と協議を行いながら、事業内容の充実を図ります。

⑥学校(教育委員会)との連携

※P130「新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画」 6【戦略 I】 サービスの拡充 I -2 ま ちともとの一体的な運営の推進 に掲載

本市では、放課後子ども教室「まちとも」事業運営協議会などを活用して、さらなる連携の強化や共通プログラムの充実を図ることで、学童保育クラブサービスの質の向上を図っています。

⑦特別な配慮を必要とする児童への対応

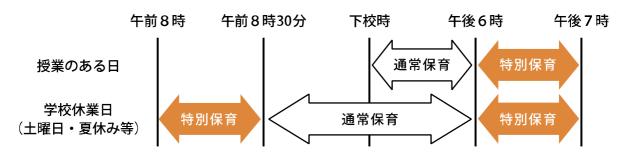
※P59事業案内「学童保育クラブについて」に掲載

障がいのある児童については、施設ごとの受入上限を設けていません。また、 児童1人に対して職員を1名配置(加配職員)することでサポート体制を整えています。

8開所時間の延長に係る取組

※P55Ⅱ-1「子育てと仕事の両立ができている」に掲載

本市の学童保育クラブでは、様々な生活様式に対応するため、特別保育(延長保育)を実施しています。授業のある日は最大午後7時まで、学校休業日(土曜日・夏休み等)は午前8時から午後7時まで利用可能です。



⑨学童保育クラブの役割の向上

※P131「新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画」 7【戦略I】サービスの向上 II-1放課 後児童支援員の資質向上 II-2学童保育クラブ巡回アドバイザーの導入 に掲載

放課後児童支援員向けの「町田市放課後児童支援員資質向上研修」を実施し、放課後児童支援員の資質向上を図ることで、学童保育クラブサービスの質の向上を図ります。また、学童保育クラブ巡回アドバイザーを導入し、子どもの安全管理体制に対する助言、子どもの発達段階・特性に応じた遊びや生活に関するアドバイス・指導等を実施し、子どもの健全な育成を図る役割のさらなる向上に努めます。

⑩利用者や地域住民への周知の推進

利用者や地域住民など、多くの方に事業を知っていただき、協力していただけるよう事業の周知に努めます。

学童保育クラブ事業の周知については、市のホームページ(まちだ子育でサイト)を活用します。日常の育成支援の内容については、おたよりや連絡帳を通じて利用者への情報提供を行います。また、地域住民への周知については、イベント等の開催を行い、地域の人々との交流や地域への貢献に繋がるような活動を行っていきます。

【参考】地域別人口推計

堺	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0 歳	321	319	317	314	309
1歳	353	347	345	338	334
2歳	385	355	351	346	339
3 歳	388	405	377	367	361
4歳	458	391	410	378	368
5 歳	434	471	404	419	385
6歳	470	445	485	412	426
7歳	487	474	449	487	414
8歳	519	491	478	452	490
9歳	537	525	497	483	456
10 歳	560	533	521	493	479
11歳	527	565	538	525	496
合計	5,439	5,321	5,172	5,014	4,857

忠生	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0 歳	398	393	385	377	371
1歳	473	425	418	408	398
2 歳	474	483	434	427	416
3 歳	526	491	500	448	439
4歳	540	526	492	500	448
5 歳	602	551	537	501	509
6歳	614	607	557	542	505
7歳	642	627	619	568	552
8歳	660	643	627	620	568
9歳	710	668	650	633	626
10 歳	772	706	664	647	630
11歳	726	774	707	665	648
合計	7,137	6,894	6,590	6,336	6,110

町田	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0 歳	596	589	590	590	589
1歳	595	609	600	600	600
2 歳	665	614	626	616	615
3 歳	714	660	608	621	611
4歳	735	722	666	613	626
5 歳	674	739	725	668	615
6歳	693	679	743	728	671
7歳	704	706	691	755	740
8歳	711	712	713	698	762
9歳	741	718	718	719	703
10 歳	724	746	722	722	723
11歳	719	725	747	723	723
合計	8,271	8,219	8,149	8,053	7,978

鶴川	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0歳	524	508	502	498	496
1歳	550	547	528	521	515
2歳	596	563	559	539	531
3歳	608	614	579	574	553
4歳	648	608	614	579	574
5歳	678	665	623	628	591
6歳	696	687	674	633	635
7歳	753	701	692	678	636
8歳	779	768	715	705	691
9歳	843	775	765	712	702
10 歳	818	861	791	779	724
11歳	906	820	863	793	780
合計	8,399	8,117	7,905	7,639	7,428

				i	
南	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0 歳	729	728	722	717	715
1歳	825	789	786	778	769
2 歳	908	855	816	812	802
3 歳	924	940	881	843	838
4歳	985	943	957	899	860
5 歳	1,002	987	945	962	904
6歳	1,001	1,045	1,025	983	998
7歳	1,020	991	1,036	1,018	975
8歳	977	1,040	1,011	1,054	1,035
9歳	1,046	987	1,050	1,020	1,063
10 歳	1,062	1,039	982	1,045	1,017
11 歳	1,064	1,082	1,058	999	1,062
合計	11,543	11,426	11,269	11,130	11,038

2 学童保育クラブ・子どもクラブの計画及び方針

「町田市学童保育クラブ研修基本方針~人を育てる人をつくる~」は、2019年2月に策定され、今回の後期行動計画に取込むにあたり、文言の調整をしました。「新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画」「子どもクラブ整備方針」とあわせて、子どもの居場所の方向性を後期行動計画の中で明示するものです。

(1)新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画

1 策定の背景と目的

現在、本市の学童保育クラブでは、2015年に策定された5年間の取組みの方向性を示す「学童保育の質の向上5ヵ年計画〜子どもたちの安全と安心のために〜」(以下「質の向上5ヵ年計画」という。)を基に、質の向上に取組んできました。この5年間で、社会環境の変化や学童保育クラブを取巻く環境は著しく変化しており、学童保育クラブに対するニーズも多様化しています。学童保育クラブは、そのような社会環境の変化やニーズに対応したサービスや、質の向上に努めていく必要があります。そして、安全・安心な学童保育クラブ事業を行うために、【新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画】を策定し、計画を推進していきます。

<学童保育クラブを取巻く環境の変化>

(1) 就労している人の増加

女性の就業率の上昇、共働き家庭の増加、多様な働き方を自分で選択する「働き方改革」の推進など、保護者の働き方は著しく変化しています。

本市においても、「働いている」と回答する小学校低学年の母親は60%を超えており、5年前と比較すると、13.1%増加しています。

【参考】母親の就労状況

	就学前保護者	小学校低学年保護者	小学校高学年保護者
2019年5月	61.8%	66.1%	77.1%
2014年1月(参考)	46.1%	53.0%	_

※ 出典:新・町田市子どもマスタープラン(後期)策定のためのアンケート調査報告書 母親の就労状況で「フルタイム」 「パートタイム・アルバイトなど」の合計

(2) 学童保育クラブに対するニーズの高まり

小学校の児童数は減少傾向にありますが、就労している保護者が増加することにより、放課後の生活の場、安全・安心な遊びの場として、学童保育クラブに対するニーズは高まっています。小学校の児童数と学童保育クラブ入会児童数から割り出される「学童保育クラブ入会率」は、年々増加傾向にあり、保育環境の整備やスペースの確保などが求められています。

【参考】過去5年の入会児童数と入会率の推移



(3)「放課後児童クラブ運営指針」の策定

2015年3月に、厚生労働省が学童保育クラブについて、遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定・継続性の確保を図ることを目的とし、「放課後児童クラブ運営指針」を策定しました。運営指針では「運営主体は、この運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童

クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない」と 記載されており、本市としても学童保育クラブの一定水準の質の確保及びその向上が求められています。

(4) 子ども・子育て支援新制度の施行

2015年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、新制度施行に合わせ、児童福祉法が改正されたことにより、学童保育クラブの対象児童が「おおむね10歳未満(3年生まで)」から「小学生(6年生まで)」に拡大されました。

(5) 町田市5ヵ年計画17-21の策定

「まちだ未来づくりプラン」の後期実行計画として策定された「町田市5ヵ年計画17-21」の重点事業プラン基本政策3「生涯にわたって学び、成長できるまちをつくる」の政策1「青少年の健やかな成長を支える環境をつくる」では、学童保育クラブの整備が重点事業としてあげられており、狭あい化・老朽化の解消を目指し整備を進めています。

(6) 町田市公共施設再編計画の策定

「町田市公共施設等総合管理計画」の実行計画として策定された「町田市公共施設再編計画」では、学童保育 クラブの施設管理における短期再編プログラムを、「単独施設について、小学校の教育活動で使用しない教室等を 活用することで学校校舎内に移転が可能な場合は、移転を検討していく。校舎内への移転ができない場合は、計画的に改修を実施していく」としており、施設整備面においての考え方が示されています。

(7)「新・放課後子ども総合プラン」の策定

2014年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」による放課後児童対策の取組みをさらに推進させるため、2018年9月に文部科学省及び厚生労働省が、2019年度からの5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。

女性の就業率の上昇を踏まえた受け皿の整備や、学童保育クラブと放課後子ども教室「まちとも」事業(以下「まちとも」という。)との小学校内での一体型の推進などを行い、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る学童保育クラブの役割を徹底し、子どもの自主性・社会性等のより一層の向上を図ることが求められています。

2 これまでの計画で実現した内容

2015年に策定した「質の向上5ヵ年計画」では、小学校敷地内への移転による児童の安全確保(遠距離の解消)、施設整備による児童の保育スペースの確保・保育環境の改善(狭あい化の解消)、老朽化した学童保育クラブの移転や設備の更新による児童の安全確保(老朽化した施設・設備の解消)などを実現してきました。

【参考】これまでの5ヵ年で取組んだ内容

年度	学童保育クラブ名	小学校区名	解消した課題
	南第一さくら	南第一小	遠距離・狭あい化
2015年度	鶴間ひまわり	鶴間小	狭あい化
	すまいる	成瀬台小	空調設備更新
	みわっこ	三輪小	遠距離・狭あい化
	桜の森	小山田南小	遠距離・狭あい化
	大蔵	大蔵小	狭あい化
	中央	町田第一小	空調設備更新
2016年度	森野	町田第四小	空調設備更新
	竹ん子	町田第三	空調設備更新
	どろん子	南第四小	防犯カメラ設置
	南つくし野	南つくし野小	防犯カメラ設置
	小山田	小山田小	防犯カメラ設置
	南大谷	南大谷小	狭あい化
	南つくし野	南つくし野小	狭あい化
2017年度	相原たけの子	相原小	学校移転・防犯カメラ設置
2017年皮	鶴川	鶴川第三小	老朽化、狭あい化
	本町田	本町田小	空調設備更新
	大蔵	大蔵小	空調設備更新
	わんぱく	小川小	老朽化・防犯カメラ設置
	どろんこ	南第四小	環境の改善(反響音改善)
	ころころ	町田第五小	狭あい化、空調設備更新
2018年度	なかよし	忠生小	空調設備更新
2010年度	木曽境川	木曽境川小	空調設備更新
	学童 2 1	町田第二小	空調設備更新
	南大谷	南大谷小	防犯カメラ設置
	鶴川第二	鶴川第二小	防犯カメラ設置
	藤の台ポケット組	藤の台小	老朽化
2019年度	なんなる	南成瀬小	空調設備更新
2013牛皮	鶴川第四	鶴川第四小	空調設備更新
	つくし野	つくし野小	防犯カメラ設置

3 町田市学童保育クラブのあるべき姿 (理念)

厚生労働省が策定した「放課後児童クラブ運営指針」にある放課後児童健全育成事業の役割を本市における学童保育クラブのあるべき姿(理念)とすることで、質の向上を図ります。

基本理念①	児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全
	な育成を図る。
基本理念②	児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進する。
基本理念③	学校やまちともなどと連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の 子育てを支援する。

4 計画の期間

本計画の期間は、2020年度から2024年度までの5年間とします。

5 計画の構成

3つの戦略を展開することで、多方面から学童保育クラブの質の向上を図ります。



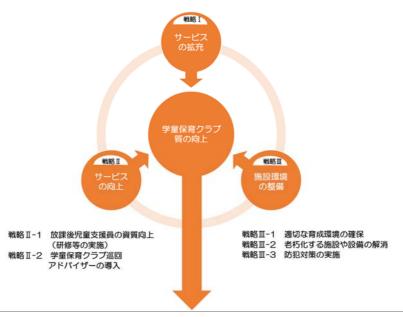
【戦略 I 】学童保育クラブサービスの対象をすべての小学生に拡大することで、サービス を拡充します。また、他機関との連携を強化し、子どもの自主性・社会性の育成支援 を強化します。

【戦略 II 】 これまでの「学童保育の質の向上 5 ヵ年計画 ~子どもたちの安全と安心のために~」では、主に施設整備(ハード面)の質の向上を図ってまいりましたが、本計画では、サービス(ソフト面)の質の向上も図ります。具体的には放課後児童支援員の資質向上や、学童保育クラブ巡回アドバイザーを導入することで、運営ノウハウの共有などを図ります。

【戦略Ⅲ】低学年は全入制度を採用していることから、毎年度の入会児童数が変動(増加)し、二一ズに対応した育成スペースの確保が求められています。また、施設や設備は老朽化することから、本計画では狭あい化対策や老朽化対策を実施し、引続き施設整備(ハード面)の質の向上を図ります。

〈町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画 イメージ〉

戦略 I-1 高学年(4~6年生)の受入 戦略 I-2 まちともとの一体的な運営の推進



町田市学童保育クラブの基本理念

- ⇒児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る。
- ⇒児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進する。
- ⇒学校やまちともなどと連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する。

6 【戦略 I 】サービスの拡充

戦略 I-1 高学年(4年生~6年生)の受入

学童保育クラブの対象児童を高学年まで拡大することで、すべての小学生が放課後や長期休業中を安全・安心 に過ごすことができる環境を整えます。

事 業 内 容		全小学生(1~6年生)の受入			
達成指標(目標)	新たに高学年(4~6年生)の受入を開始				
事業スケジュール	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
サ未入フンユール	準備	受入開始	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow

戦略 I-2 まちともとの一体的な運営の推進

国は、2015年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、本市においても同プランに基づき学童保育クラブとまちともの一体的な実施を中心に、両事業を計画的に推進してきました。さらに、2018年9月には

「新・放課後子ども総合プラン」が、これまでの一体的な取組みをさらに推進させることで、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目的に策定されました。

本市では、学童保育クラブとまちともの一体的な運営を実施していますが、本プランを参考に放課後子ども教室「まちとも」事業運営協議会などを活用して、さらなる連携の強化や共通プログラムの充実を図ることで、学童保育クラブサービスの質の向上を図ります。

また、学童保育クラブとまちともと合同の避難訓練を実施するなど、児童の安全確保にも努めます。

事業内容	①活動プログラムの充実②来所・帰宅時における児童の安全確保①、②おける学童保育クラブとまちともとの一体型*の充実				
達成指標(目標)	学童保育クラブとまちともとの一体型実施校				
古光フ ケン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023年度	2024 年度
事業スケジュール	3 4 校	4 2 校	4 2 校	4 2 校	4 2 校

[※] 一体型の定義…同一の小学校内等で両事業を実施し、学童保育クラブへ通所する児童を含めたすべての児童が放課後子ども 教室の活動プログラムに参加できるもの。

7 【戦略Ⅱ】サービスの向上

戦略Ⅱ-1 放課後児童支援員の資質向上

放課後児童支援員とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に規定され、学童保育クラブに配置することが定められている職員のことを言います。都道府県等が主催する放課後児童支援員認定資格研修の受講要件を満たし、研修を修了することで、有資格者となることができます。学童保育クラブ運営の中で放課後児童支援員は、関係機関と連携しながら子どもに適切な保育を実施するなど、重要な役割を果たします。

本市では、放課後児童支援員向けの「町田市放課後児童支援員資質向上研修」を実施し、放課後児童支援員の 資質向上を図ることで、学童保育クラブサービスの質の向上を図ります。なお、「町田市放課後児童支援員資質向 上研修」は、2019年2月に策定した「町田市学童保育クラブ研修基本方針」に沿って実施することで、効率 的・効果的に放課後児童支援員の資質向上を図ります。

事 業 内 容	町田市放課後児童支援員資質向上研修の実施				
達成指標(目標)	町田市放課後児童支援員資質向上研修の実施回数				
事業スケジュール	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023年度	2024 年度
サ未入り シュール	8回	8回	8 🛮	8回	8回

戦略Ⅱ-2 学童保育クラブ巡回アドバイザーの導入

子どもの安全の確保を図り、また、子どもの主体的な活動を尊重し、子どもの自主性・社会性のより一層の向上を図るため、学童保育クラブ巡回アドバイザーの導入をしていきます。

学童保育クラブ巡回アドバイザーは、市内の学童保育クラブを巡回し、事故やけがの防止、防犯・防災対策など、子どもの安全管理体制に対する助言や、子どもの発達段階や特性に応じた、「遊びや生活に関するアドバイス・指導等を実施していきます。

事 業 内 容	学童保育クラブ巡回アドバイザーを導入し、助言・指導等を行う				
達成指標 (目標)	学童保育クラブ巡回アドバイザーの導入				
声光 フレン・コ	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023年度	2024 年度
事業スケジュール	準備	導入	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow

8 【戦略Ⅲ】施設環境の整備

戦略Ⅲ-1 適切な育成環境の確保

本市の学童保育クラブでは、小学校 $1\sim3$ 年生(障がいのある児童は 6 年生まで)の全員の受入れ(全入制度)を採用しています。受入れるためには、児童の育成スペースの確保が必要であり、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、「子どもの遊び及び生活の場としての機能並びに、静養するための機能を備えた専用区画を設け、児童 1 人あたりおおむね 1 . 6 5 ㎡の面積を確保すること」とされています。

前計画である「質の向上5ヵ年計画」では、狭あい化について【児童1人当たりの日常的に過ごすスペースの面積がおおむね1.65㎡に満たない】と定義し、育成スペースの確保を進めることで、すべてのクラブで狭あい化を解消しました。しかし、今後は【戦略 I-1]で示したとおり、高学年の受入れに伴う児童数の増加が想定

されます。また、低学年については「全入制度」を継続していくため、学童保育クラブを希望する児童の育成スペースを引続き確保していく必要があります。

2021年度からの高学年の受入れに伴う児童数の増加については推計値を基に対応し、低学年については年度ごとに入会申請数に応じて適切な施設環境の整備に取組みます。

また、狭あい化の解消だけではなく、トイレ・手洗いといった衛生設備についても整備・修繕をすることで、 適切な育成環境の確保に努めます。

- ■狭あい化の主な要因
 - ① 高学年の受入れ…2021年4月からの高学年受入れに伴う児童数の増加 対象施設2箇所:中央学童保育クラブ(町田第一小) 南第一さくら学童保育クラブ(南第一小)
- ② 児童の自然増…低学年の「全入制度」に伴う入会希望児童の増加
- ■狭あい化対策の方針
- ▶ 放課後に利用可能な学校の余裕教室の活用
- ▶ 周辺で活用可能な公共施設の活用
- ▶ 周辺の商業施設の活用
- ▶ 施設の増築

/ //CBX * / C					
事業内容	①高学年受入れに伴う狭あい化の解消 ②児童の自然増に伴う狭あい化の解消				
達成指標(目標)		狭あい化した学童保育クラブの解消数 (①2箇所+②入会申請数に応じて対応)			
	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
事業スケジュール	① 2 箇所	②入会申請数 に応じて対応	②入会申請数 に応じて対応	②入会申請数 に応じて対応	②入会申請数 に応じて対応

戦略Ⅲ-2 老朽化する施設や設備の解消

前計画である「質の向上5ヵ年計画」では、施設の老朽化については「築年数が20年以上を経過している」 ことを定義としました。また、空調設備については「耐用年数(15年)を経過している」ことを定義とし、それぞれ老朽化対策や設備の更新を行ってきました。

今後、施設の老朽化が進行していくことから、児童の遊び及び生活の場としての適切な環境を整備するため、 老朽化した施設の改修や、老朽化した空調設備の更新については、長期的な視野で計画を策定することで、施設 面から学童保育クラブの質の向上を図ります。

- ■老朽化対策の方針
 - ① 施設面…学校の教室へ移転や、屋根・外壁・床・その他設備面の修繕等を行う。
 - ② 空調設備…空調設備の入替え等を行う。

事業	美 内 容	①老朽化した学童保育クラブの修繕・改修 ②老朽化した空調設備の更新				
達成指	標(目標)	①老朽化対策として修繕・改修を実施した学童保育クラブ数 9箇所 ②老朽化した空調設備を更新した学童保育クラブ数 11箇所				
±**	年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
事業スケ	施設面	0 箇所	3 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	空調設備	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	3 箇所

戦略Ⅲ-3 防犯対策の実施

児童が安全・安心に学童保育クラブを利用できることは、遊び及び生活の場としての役割を果たすうえで、非常に重要な要素となります。不審者等に対する防犯対策を実施することで、事件・事故を未然に防ぎ、児童の安全・安心の面から学童保育クラブの質の向上を図ります。

対策としては、学校の敷地外にある学童保育クラブや、学校のセキュリティ範囲を外れる学童保育クラブに対して防犯カメラを設置することで、事件・事故の抑止を図り、学童保育クラブの防犯を強化します。

事 業 内 容	防犯カメラの設置				
達成指標 (目標)	防犯カメラを設置した学童保育クラブ数 7 箇所				
声ᄴ った *** ・**	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
事業スケジュール	3 箇所	2 箇所	1 箇所	1 箇所	_

9 実行スケジュール

3つの戦略について、実行スケジュールを策定し、効率的に質の向上を図ります。

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
戦略Ⅰ	高学年の受入	● 受入方法の決定● 市民への周知● 次年度の申請受付	● 高学年受入開始	● 高学年受入	● 高学年受入	● 高学年受入
Ĩ	まちともとの一体 的な運営の推進	● 学童保育クラブとまち ともとの一体型実施校 (34 校)	● 学童保育クラブとまち ともとの一体型実施校 (42 校)	● 学童保育クラブとまち ともとの一体型実施校 (42 校)	● 学童保育クラブとまち ともとの一体型実施校 (42 校)	● 学童保育クラブとまち ともとの一体型実施校 (42 校)
瞅	放課後児童支援員 の資質向上	● 資質向上研修の実施 (8回)	● 資質向上研修の実施 (8回)	● 資質向上研修の実施 (8回)	● 資質向上研修の実施 (8回)	● 資質向上研修の実施 (8回)
略Ⅱ	学童保育クラブ巡 回アドバイザーの 配置	●配置に向けた準備	● 巡回アドバイザーの配置・助言・指導	● 巡回アドバイザーの配置・助言・指導	● 巡回アドバイザーの配置・助言・指導	● 巡回アドバイザーの配置・助言・指導
	適切な育成環境の 確保	中央(町田第一小)南第一さくら(南第一小)	→ 入会申請数に応じて対応	◆ 入会申請数に応じて対応	→ 入会申請数に応じて対応	◆ 入会申請数に応じて対応
	老朽化する施設の 解消	●藤の台(本町田東小) ※設計	中央(町田第一小)藤の台(本町田東小)大蔵(大蔵小)	● 高ケ坂(町田第六小) ● 竹ん子(町田第三小)	● 学童 21 (町田第二 小)● すまいる(成類台小)	森野(町田第四小)なかよし(忠生小)
戦略 皿	老朽化する空調の 更新	◆ 七国山(七国山川)◆ 観唱ひまわり(観唱 川)	● 相原たけの子(相原 小) ● どろん子(南第四小)	小山ヶ丘 (小山ヶ丘 小)小山田 (小山田小)	南つくし野南つくし野川)鶴川第二(鶴川第二/小)	金井(金井小)小山(小山小)つくし野(つくし野)ハ)
	防犯対策の実施 (防犯カメラの設 置)	なんなる(南成頼川)なかよし(忠生川)南第一さくら(南第一川)	● 中央(町田第一小) ● 大蔵(大蔵小)	● 桜の森(小山田南小)	● 学童 21 (町田第二 ル)	

(2) 町田市学童保育クラブ研修基本方針 ~人を育てる人をつくる~

1 町田市学童保育クラブ支援員研修基本方針策定の背景と趣旨

(1) 子ども・子育て支援新制度の施行

2015年4月に子ども・子育て支援新制度が開始したことにより、学童保育クラブの運営や施設基準等の最低基準を市が独自に条例で定めることが義務付けられました。都道府県には「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、子どもに基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、また、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技術の習得に努めるよう、放課後児童支援員となるための認定資格研修の実施が義務化されました。

この認定資格研修がスタートしたことによって、認定資格研修を軸にした市の研修体系の構築が必要となっています。

(2) 放課後児童クラブ運営指針の策定

2015年4月から、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を踏まえて策定される、各市町村の条例に基づいて、学童保育クラブが運営されることとなりました。国は学童保育クラブにおいて、集団の中で子どもに保障すべき遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定・継続性の確保を図っていく必要があることから、「放課後児童クラブ運営指針」を策定しました。これは、国として学童保育クラブに関する運営及び設備についての具体的な内容を定めるものであり、学童保育クラブの一定以上の水準の質の確保とその向上を求める内容で、放課後児童支援員の役割も明確化されました。放課後児童支援員の資質向上を図るときには、この「放課後児童クラブ運営指針」に沿った人材の育成が求められています。

(3) 学童保育クラブ支援員の人材不足

各学童保育クラブにおいては、人材の確保が課題となっています。本市では、学童保育クラブにおける人材の確保のため、2018年4月からキャリアアップ処遇改善事業を開始しました。指定管理者等が、放課後児童支援員を配置した場合、委託料に「キャリアアップ処遇改善加算」を加えています。加算対象者が「一定の研修」を受講し、勤続年数が5年以上と10年以上経過している場合には、加算額が増額されます。キャリアアップ処遇改善加算の要件として「一定の研修」の受講があることから、支援員研修の重要性が増していますが、この支援員研修を含めた人材育成のあり方について、見直しが必要となっています。

※ 学童保育クラブ支援員について

本方針では放課後児童支援員認定資格研修(第2章 - 2参照)の受講状況、勤務形態、雇用形態は問わず、市内の学童保育クラブで働くすべての職員のことをいいます。学童保育クラブ支援員(以下「支援員」という。)を対象とした研修を「支援員研修」とよびます。

2 支援員研修の現状 (法令等)

- (1) 資質向上に関する法令等
- ア 町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
 - 第8条 事業者の職員は常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。
 - 2 事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

ィ 町田市学童保育クラブ業務仕様書

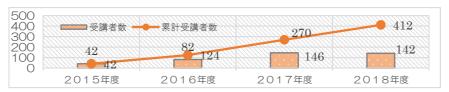
指定管理者は、以下の事項に留意し、指導員の資質向上に努めなければならない。

- ・指定管理者は、指導員の資質向上のため、年2回以上の研修等(本市及びその他関係機関主催研修会への参加)を積極的に実施し、受講させる。
- ・指導員は、クラブ事業内容について定期的に自己点検する機会を持ち、自ら事業内容向上に向けた取組みに 努める。

(2) 放課後児童支援員認定資格研修の受講状況

2015年4月から放課後児童支援員認定資格研修がスタートし、本市においても認定資格研修の受講が積極的に行われています。2018年度終了時点では、約400名が放課後児童支援員認定資格研修を修了する予定となっています。

【放課後児童支援員研修の受講者数の推移】



※退職者も含む ※2018 年度は一部受講予定者含

【参考】放課後児童支援員認定資格 受講項目

1<u>放課後児童健全育成事業の理解</u> 講義①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容 講義②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護 講義③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

- 2 子ども理解するための基礎知識 請義④子どもの発達理解 講義⑤児童期の生活と発達 講義⑥障がいのある子どもの理解 請義⑦特に配慮を必要とする子どもの理解
- 3 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 講義⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援 講義⑨子どもの遊びの理解と支援 講義⑩障がいのある子どもの育成支援
- 4 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 講義①保護者との連携・協力と相談支援 講義②学校・地域との連携
- 5 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 講義③子どもの生活面における対応 講義④安全対策・緊急時対応
- 6 放課後児童支援員として求められる役割・機能 講義⑥放課後児童支援員の仕事内容 講義⑥放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令順守

(3) 各機関による支援員研修の実情

東京都が実施している放課後児童支援員認定資格研修に加えて、本市が主催する研修や各運営法人・クラブが主催する研修等があります。

【人材育成の取組の一覧】

【人材	材育成の取組の一覧 】					
放課後児童	支援員認定資格研修					
主催	東京都	実施回数	90分×16科目の合計24時間×12クール			
目的	業務遂行における基本的な考え方や心得、必要最低限の知識・技能の習得					
	(放課後児童支援員認定資格の国	(文字)				
	放課後児童支援員となるための研	肝修で、基礎的なる	研修となる。			
内容	主なテーマ:放課後児童健全育原	战事業 (放課後児)	童クラブ)の理解、子どもを理解するための基礎知識、放課			
	後児童クラブにおける子どもの?	育成支援など。				
町田市主催	评修					
主催	町田市	実施回数	年間4回程度			
目的	知識・技術の習得					
内容	市が主催する研修で、障がい児の	D理解や遊びとい [・]	ったテーマを扱う。講師を招いて行う研修もある。			
交流研修会						
主催	町田市	実施回数	年間1回			
目的	知識・技術の習得、ノウハウの非	共有、人的ネット'	フークの構築			
市家	テーマ毎に分科会を設定し、市内	内指導員が各分科	会に参加し、理解を深める。			
内容 	テーマの例:子どもの安全につい	いて、保護者支援、	地域とのかかわりなど。			
交流体験研修	修					
主催	町田市	実施回数	年間2回			
目的	ノウハウの共有、人的ネットワークの構築					
内容	内容 支援員が同規模の他クラブに実際に勤務することで、運営方法や工夫点、先進的な取組みを学ぶ。					
運営法人、?	クラブ主催研修					
主催	各運営法人・各クラブ	実施回数	法人・クラブによる			
目的	知識・技術の習得、法人の理解					
内容	各運営法人やクラブにて行う研修	多で、テーマ各運	営法人が設定し、多岐にわたる。			

以上のようなOFF-JT (職場外研修)以外にも、OJT (職場内研修)や自己啓発等も支援員養成の主な取組の1つといえます。

3 町田市学童保育クラブ研修基本方針の策定プロセス

(1) 策定プロセス

放課後児童支援員認定資格研修がスタートするなど、支援員研修を取巻く状況は変化しており、本市において も、支援員研修を見直す必要があると判断し、本市と運営法人が「町田市学童保育クラブ支援員研修見直しプロ ジェクト」(全3回)を設立し、本方針の基礎となる研修体系や役割分担などを支援員研修の見直しについて検討 しました。

(2) 町田市学童保育クラブ支援員研修見直しプロジェクトについて

ァ プロジェクトメンバー

	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会
	特定非営利活動法人 学童保育クラブの会
	特定非営利活動法人 子育て・子育ち支援タグボード
	社会福祉法人 景行会
運営法人	社会福祉法人 貴静会
法人	社会福祉法人 明社会
	社会福祉法人 龍美
	社会福祉法人 東香会
	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ
	社会福祉法人 三輪愛光会

	中央学童保育クラブ
町田田	つるっこ学童保育クラブ
吊	相原たけの子学童保育クラブ
	町田市児童青少年課学童保育係(事務局)

ィ 実施月と主な議題

入がらりて土が成と				
回数	日時	主な協議事項		
第1回	2018年5月 ① 学童保育クラブ指導員研修の目的 ② 見直しの背景と目的			
第2回	2018年6月	 研修体系について【対象者編】 研修体系について【区分編】 研修体系について【内容編】 		
第3回	2018年9月	① 目指す職員像について② 研修役割の分担について③ プロジェクトのまとめ		

4 町田市学童保育クラブ研修基本方針の位置づけと目的

(1) 方針の位置づけ

本方針は、新・町田市子どもマスタープランに含まれる、「新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画」と密接に関連し、研修を充実させることで支援員の資質向上を図り、学童保育クラブサービスの質の向上につなげます。

(2) 方針の期間

本方針は、「新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画」に先行して、2019年度から運用を開始します。研修アンケートや利用者(保護者)満足度調査の結果を鑑み、見直しの必要性が高まった際は、本方針の見直しを行います。

(3) 方針の目的

本方針に沿った研修を実施し、支援員の資質向上に取組み、放課 後児童健全育成事業の目的である「児童の健全な育成」「児童の事 故防止」「適切な施設管理」を効率的・効果的に達成します。

放課児童健全育成事業の目的 児童の健全な育成 児童の事故防止 適切な施設管理 効率的に目的達成 研修等の実施 町田市学童保育クラブ 研修基本方針

5 町田市学童保育クラブ研修基本方針の内容【目指す職員像編】

(1)目指す職員像の設定

「町田市学童保育クラブ支援員研修見直しプロジェクト」において、各学童保育クラブから目指す職員像の意見を募りました。その結果、目指す職員像を次のとおり設定しました。

【「子どもたちの最善の利益」のため、その健全な育成を支援できる職員】

(2) 目指す職員像に近づくための最も重要な能力

「町田市学童保育クラブ支援員研修見直しプロジェクト」の中で、一番多く出た意見は「子どもの育成」に関することでした。これらを「育成支援能力」に整理し、目指す職員像に近づくための最も重要な要素に位置づけます。

(3) そなえるべき資質・態度【周辺能力】ついて

目指す職員像となるためには、支援員としてそなえるべき資質や態度があります。募った意見を分類し、以下の7項目をそなえるべき資質や態度として設定します。



(4)目指す職員像について ~まとめ~

上述のとおり、最も重要となる「育成支援能力」と、周辺能力である「そなえるべき資質・態度」を合わせて町田市学童保育クラブ支援員の目指す職員像として決定し、市内の支援員の共通の目標とします。このように、

支援員の目標を明確化することで、支援員が自身の長所・短所を把握・整理することが可能となり、研修内容を選択すること等、効率的な知識・技術の習得につながります。



(5) 職員の階層別にそなえるべき資質・態度

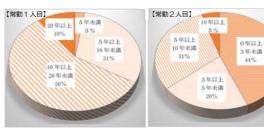
そなえるべき資質や態度は各階層によって異なります。それぞれの階層・役割に沿った研修や、自己啓発を重ね、目指す職員像に向けて資質向上を図ります。

			初任者	中堅者	リーダー (施設長)	
			(0-3 年目)	(3年以上)	(5年以上)	
学童保育クラブ支援員の基礎となる能力						
	育成支援能力	育成支援	成支援 育成支援能力 育成支援能力		育成支援能力	
		クラブの円滑な運営のため、統率力を発揮しながら組織のマネジメントを行うこと。 また、組織の力を最大限発揮するための人材育成を行うこと。				
	マネジメントカ	組織	組織支援力組織管理力		組織統率力	
		人材育成	同僚支援力	指導・育成力	人材育成力	
		児童の健全な育成を支援する	るための基本的知識・技能から後輩支	・ 接員を指導できるまでの知識や	技術を身に着けていること。	
	知識・技術	知識	知識業務知識専門知識		専門知識	
能		技術	技術	専門技術	専門技術	
カ	コミュニケー ションカ	児童や同僚などと良好な関係を築くために情報共有に努め、業務を進めるための折衝を適宜行うこと。組織の一員として協力・強調し、関係者と調整しながら業務を推進していく姿勢をもつこと。				
		コミュニケーション	コミュニケーションカ	コミュニケーションカ	コミュニケーションカ	
		情報伝達・折衝	伝達力	伝達力	折衝調整力	
		チームワーク	チームワーク	チームワーク	組織チームワーク	
	環境設定力	児童の健全な育成に必要な環境等を整え、児童がすごしやすい環境を整えること。また、防災・防犯対策等を行い、適切 設管理をすること。				
		環境設定力	環境設定支援力	環境設定遂行力	環境設定統率力	
		業務に積極的に取組み、仕事に対する意欲を高め、自己啓発にも取組む。				
	向上心	向上心	向上心	向上心	向上心	
態		チャレンジ精神	チャレンジ精神	チャレンジ精神	業務改善意識	
	/⇔I⊞≨B	公の施設である学童保育クラ	ラブ支援員としての自覚を持ち、ルー	-ルや規則を守る意識をもつこと	. 0	
度	倫理観	倫理観	倫理観・規律性	倫理観・規律性	倫理観・規律性	
		学童保育クラブ支援員として	て、適切に業務を行い、児童や保護者	6・学校などから信頼を得ること	. 0	
	信頼	信頼	信 頼(児童・保護者・同僚)	信 頼(児童・保護者・同 僚・学校)	信 頼(すべての関係者)	

6 町田市学童保育クラブ研修基本方針の内容【研修体系編】

(1) 本市の支援員の現状

分類	町田市全体人数	勤続年数平均
常勤職員	122人	7. 9年
非常勤職員	391人	-



※数値は2018年4月1日現在

(2) 研修対象者の区分

市内の支援員の統計を踏まえ、「町田市学童保育クラブ支援員研修見直しプロジェクト」内で検討し、研修対象者の区分を決定しました。

日の と方 と				
区分	経験年数(目安)	主な役割		
初任者 0~3年目		子どもに関する基礎的な知識を身に着け、自身の役割を正確に把握し、先輩支援員や施設長 の指示を適切に理解し、育成支援・施設管理業務を行う。		
中堅者	3年以上	子どもに関する発展的な知識を身につけ、施設長などの指示を適切に理解し、自身の判断や 工夫を加えながら育成支援、施設管理業務を処理する。施設長を補佐し、知識・経験を基に 同僚支援員を指導する。		
リーダー (施設長)	5年以上	クラブ内の業務を把握し、組織マネジメントを行い、クラブの目標達成に努める。積み上げてきた自身の知識やスキル・経験を活かし職務を効率的に処理する。後輩支援員を指導・育成して能力向上の推進を図る。		

【勤続年数との相関】



(3) 研修内容の区分

研修内容の区分についても「町田市学童保育クラブ支援員研修見直しプロジェクト」内で検討し決定しました。支援員として必要な知識や技術を大項目4つに分け、区分ごとに対象者を絞り研修を実施します。

/_	た。又接負こして必要な知識や技術を入項日本プに力が、区力ことに対象目を減り如形を美施します。				
区分	項目		主な研修テーマ(例)		
	子どもの育成支援	(1)子どもの育成支援	・子どもの発達の特徴		
			・子どもの権利擁護・人件尊重		
区分1		(2)障がいのある子ども及び特に配慮	・特に配慮を必要とする子どもの理解と育成支援の工夫		
E77 1	に必要な専門的な 知識及び技術	を必要とする子どもへの対応	・家庭の状況の把握と療育支援		
	XLIBU/X O'TXINI	(3)保護者・家庭との連携	・連絡帳の書き方と効果的な活用		
			・保護者とのコミュニケーションの工夫		
区分 2	地域・学校との連携		・学校との情報交換等の工夫		
<u> </u>			・まちともとの連携		
	運営管理と職業倫理		・子どもが落ち着いて過ごせる生活環境		
区分3			・安全管理、衛生管理		
			・個人情報保護		
	チームワーク		・人材育成		
区分4			・職員間のコミュニケーション		
			・組織マネジメント		

(4) 目指す職員像と研修体系の関連性

研修体系と目指す職員像の関連性は下表のとおりです。研修を行うことで、資質や態度を身につけ、目指す職員像に向けて支援員の資質向上を図ります。

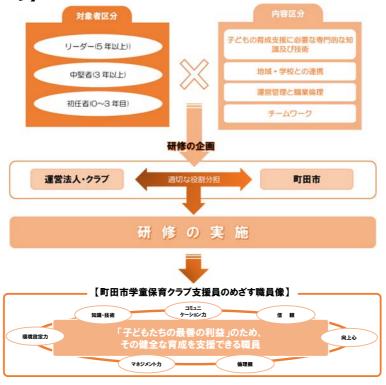
	ストル と人族人の共共 正と出りのり				
	資質・態度	区分	区分名(メイン)		
	育 成 支 援 能 力	区分1(1)(2)(3)	子どもの育成支援に必要な専門的な知識及び技術		
	マネジメントカ	区分4	チームワーク		
	知 識 • 技 術	区分1・2・3・4	全般		
能力		区分1(3)	保護者・家庭との連携		
	コミュニケーションカ	区分 2	地域・学校との連携		
		区分4	チームワーク		
	環 境 設 定 力	区分3	運営管理と職業倫理		
	向 上 心	区分1・2・3・4	全般		
態度	倫 理 観	区分3	運営管理と職業倫理		
	信頼	区分1・2・3・4	全般		

(5)研修体系について ~まとめ~

研修体系を対象者区分と内容区分で整理してきましたが、実際に研修を実施する際は[対象者区分] – [内容区分] を組合せて研修企画を立案し、対象者に合わせた内容の研修を実施します。研修体系に沿った研修を、市や運営法人が適切な役割分担で実施することで、効果的な研修が可能となります。このように、研修を実施していくことで、目指す職員像に近づく職員を育成することができます。

研修体系の対象者区分にもあるように、[初任者(0~3年目)] [中堅者(3年以上)] [リーダー(施設長) (5年以上)] と初任者からリーダー(施設長) まで長期的な視点で人材を育成することが求められています。市として、キャリアアップ処遇改善事業の実施や、体系に沿った研修を実施することで、市全体の支援員の確保・定着化・資質向上を図ります。

【研修体系のイメージ】



7 町田市学童保育クラブ支援員基本方針の内容 【研修の役割分担編】

研修を実施するにあたり、市と運営法人がそれぞれ果たす役割を、「町田市学童保育クラブ支援員研修見直しプロジェクト」内で決定しました。役割については、「研修に参加させる役割」「研修を企画・実施する役割」について明確化しました。

(1)研修に参加させる役割

研修に参加させる役割とは、本市や運営法人が支援員に対して研修機会を確保することにより、支援員の資質向上を図る役割のことをいいます。

運営法人		町田市
研修の実施(OFF-JTの機会確保)		研修の実施(OFF-JTの機会確保)
研修参加への支援		直営支援員に対する参加への支援
(情報提供・シフトの調整や経済的支援)	(情報提供・シフトの調整や経済的支援)
自己研鑽・自己啓発への時間的、経済的な支援		研修の積極的な情報提供

(2) 研修を企画する役割 【研修・内容】

運営法人や市がどのような内容の研修を実施するか、役割を明確にすることで、市内において効率的に支援員 の資質向上を図ります。

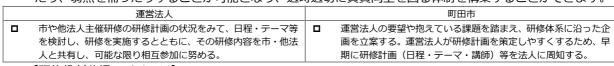
町田市 運営法人 町田市主催研修、放課後児童支援員認定資格研修を補完し、さ 放課後児童支援員認定資格研修受講後のフォローアップ研修 らなる資質向上を図る研修の実施 (資質向上研修) の実施 認定資格研修受講後の支援員に対する研修機会の確保を行 認定資格研修や町田市主催研修以外にも支援員の資質向上 うとともに、認定資格研修より詳細・専門的なテーマについて研 の機会の確保を行うとともに、それぞれの研修で修得できなかっ 修を実施し、具体的な知識を身につけていく研修を行う。 た部分・さらに知識を深めたい部分をピックアップして行う。 法人内で発生している課題に対する研修の実施 基礎的な知識や事例・技術等の共有を図ることを目的とした研 法人内で実際にある事例を検討する研修 修の実施 法人の理念等を学ぶ研修 市全体で発生している課題に対する研修の実施

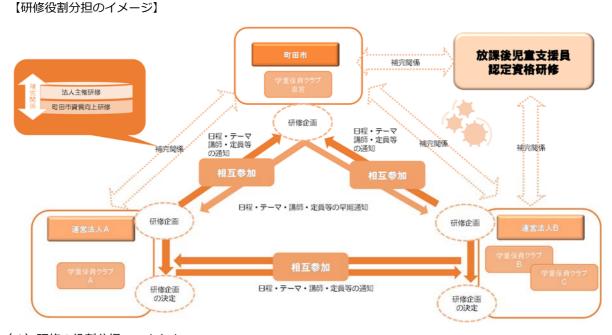
◆研修内容の役割イメージ



(3) 研修を実施する役割 【運営方法】

連携して研修を実施し、相互参加に努めることで、市内における支援員の研修機会を拡充することが可能となります。支援員が、受講したい研修に受講できるタイミングで、自由に参加することができれば、強みをのばしたり、弱点を補ったりすることが可能となり、適時適切に資質向上を図る体制を構築することができます。





(4)研修の役割分担 ~まとめ~

運営法人・市は研修の機会を確保します。また、東京都が行う「放課後児童支援員認定資格研修」と、「町田市 主催研修」、一部の「法人・クラブ主催研修」は研修内容を補完関係とし、それぞれが連携して、知識・技術の習 得を図るような研修を実施し、支援員の資質向上を促進します。

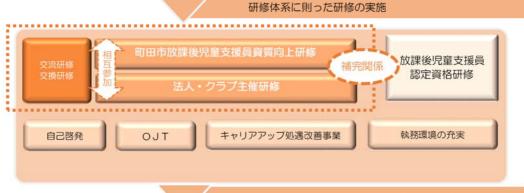
運営法人・クラブ・市は可能な限り研修を実施する際も連携し、支援員の相互参加に努め、研修機会の確保・ 拡充に努めます。

8 町田市学童保育クラブ支援員資質向上の全体像

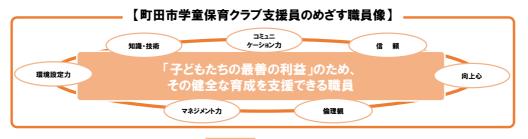
支援員の資質向上の取組みは、町田市主催研修(町田市放課後児童支援員資質向上研修)、運営法人・クラブ主催研修、OJT、自己啓発、キャリアアップ処遇改善事業や執務環境の充実など多岐にわたります。それらを本方針の研修体系に即して、役割分担を明確化して実施することで、支援員の資質向上を図ることができます。支援員が資質向上をすることで、学童保育クラブサービスの質を向上させ、放課後児童健全育成事業の目的である学童の健全な育成等を達成します。

【町田市学童保育クラブ支援員資質向上のイメージ(全体像)】





様々な取組を通して目指す職員像に近づく



支援員がスキルアップするとサービスの質が向上する。

学童保育サービスの質の向上

サービスの質が向上させることで、目的を達成する。

児童の健全な育成 児童の事故防止 適切な施設管理

(3) 子どもクラブ整備方針

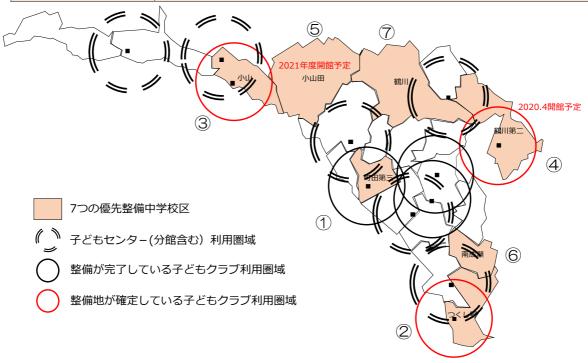
1 子どもクラブ整備の現状について

本市は、2013年9月に『子どもの「居場所」の整備に関する基本構想(2014-2018年度)』(以下「基本構想」という。)を定めました。この基本構想は、5地域に1館ずつ整備した「子どもセンター」に、居住地によっては行けないという課題を、主に子どもクラブを整備することで「居場所」を確保していくこととしています。

その後、子どもクラブの整備計画は、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」の実行計画である「町田市 5 ヵ年計画 1 7 - 2 1 」で示し、整備を進めてきました。

子どもクラブの整備場所については、「地域」ではなく「中学校区(中学校の通学区域)」を目安とし、概ね中学校区でとに1館整備していくことを目標としてきました。その中でも対象となる児童が急増、または恒常的に多い中学校区7地区を「優先整備中学校区」と位置づけ整備をしてきました。実績と今後の予定は以下のとおりです。

優先整備中学校区	取組
①町田第三	2018 年 1 月「木曽子どもクラブ」として開館。
②つくし野	2019 年 11 月「南町田子どもクラブ」として開館。
③小山	2019 年 12 月「小山子どもクラブ」として開館。
④鶴川第二	2020 年 4 月の開館を予定。
⑤小山田	2021 年度の開館を予定。
⑥南成瀬	整備地未確定。
⑦鶴川	整備地未確定。



基本構想策定後、子どもたちを取巻く環境及び市政には変化が生じています。本市では、子どもクラブ以外にも「子どもの居場所」(学童保育クラブ、放課後子ども教室「まちとも」、冒険遊び場など)の整備を進めており、近い将来の完了を予定しています。また、2016年3月策定の「町田市公共施設等総合管理計画」では、近年の財政状況を踏まえた公共施設の基本的方針が示されました。

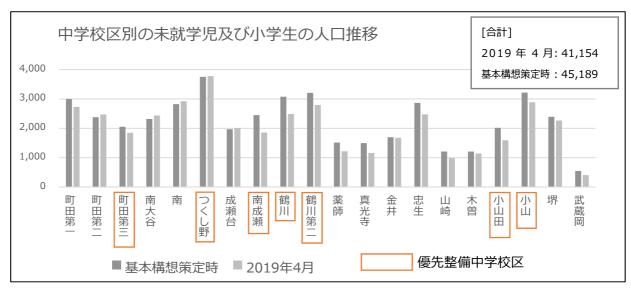
こうした現状を踏まえ、分析を行ったうえで子どもクラブの適正配置を検討し、今後の整備方針を策定します。

2 「子どもクラブ整備方針」の策定と位置付けについて

「子どもクラブ整備方針」は、子どもに関する総合計画の「新・町田市子どもマスタープラン」の後期行動計画に 取込み、この整備方針に基づき子どもクラブの整備を進めていきます。

3 今後の子どもクラブ整備のための分析

- (1) 中学校区別の未就学児及び小学生の人口推移
 - ・基本構想策定時と比較し、合計人数は約8.9%減少しており、中学校区単位では20地区中15地区が減少しています。地区毎の減少率は最少1.1%~最大25.9%と大きく差が出ています。
 - ・「町田第二」「南大谷」「南」「つくし野」「成瀬台」の中学校区で人口が微増しています。「成瀬台」は、既存類 似施設・子どもクラブ共に整備予定がありません。
 - ・優先整備中学校区のうち、整備地が未確定の「南成瀬」「鶴川」の中学校区は大幅に減少しています。

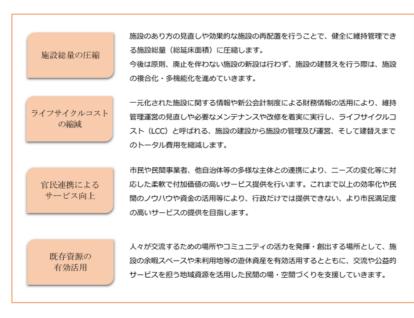


(2) 年少人口(0-14歳)の推移

市全体では、2013年度以降、年少人口は減少傾向にあります。推計では今後も減少を続け、2024年度には5万人を下回る見込みです。

4 「町田市公共施設等総合管理計画」について

2016年3月に策定された「町田市公共施設等総合管理計画」では、必要な公共サービスを維持または向上させていくために、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行う基本的方針を示しました。

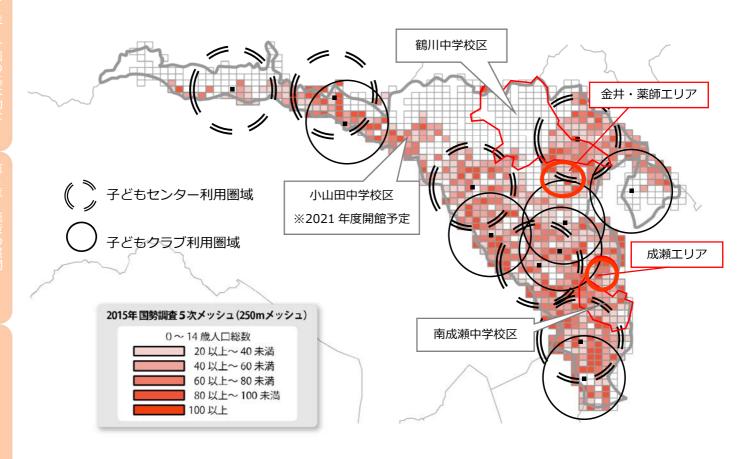


この基本的方針を踏まえると、今後子どもクラブを整備する際には、より効果が期待できる場所へ整備していく必要があります。

5 今後の子どもクラブの整備地について

「今後の子どもクラブ整備のための分析」と「町田市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、整備地について「人口密度」の視点から分析しました。結果は以下のとおりです。

- ・現在整備地が確定している「優先整備中学校区」(P142⑤まで)へ整備を進めると、人口密集地の大部分をカバーすることができます。
- ・整備地未確定の「南成瀬中学校区」の北にある成瀬工リアも、人口密集地となっています。仮に「南成瀬中学校区」に整備した場合、「成瀬エリア」の北部をカバーすることができません。
- ・整備地未確定の「鶴川中学校区」は、子どもセンターつるっこでカバーすることができるため、この整備による大きな効果は見込めません。また、子どもセンターつるっこではカバーすることができない「金井・薬師エリア」も、人口密集地となっています。



このことから、「優先整備中学校区」のうち整備地が未確定の「南成瀬」及び「鶴川」は、整備を進めても十分な効果が見込めず、整備地を見直す必要があります。

6 今後の整備方針について

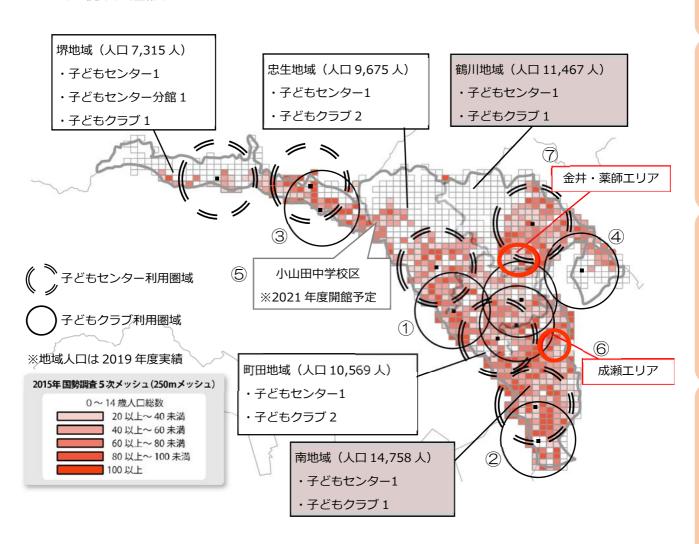
より効果が期待できる場所へ子どもクラブを整備していくため、以下のとおり方針を見直します。

(1) 子どもクラブの配置の考え方

基本構想時の「中学校区」の単位から、5地域に1箇所ずつある「子どもセンター」の「補完施設」に改めます。

(2)整備地の考え方

地域内の年少人口が多いにもかかわらず、施設総数が不足し子どもセンターの補完が不十分である「鶴川地域」「南地域」に整備を行います。具体的な整備地は、既存施設の利用圏域(半径1.5km)及び年少人口密度を考慮し、整備の効果が高いと見込まれる南地域北部「成瀬エリア」と、鶴川地域南部「金井・薬師エリア」とします。なお、両エリアを比較すると「成瀬エリア」は利用圏域が重ならない部分が多く、緊急性が高いと判断し、優先して整備します。



既存の2館と整備済み①「町田第三中学校区(忠生地域)」②「つくし野中学校区(南地域)」③「小山中学校区(堺地域)」に加え、現在整備を進めている④「鶴川第二中学校区(鶴川地域)」⑤「小山田中学校区(忠生地域)」に、⑥成瀬エリア⑦金井・薬師エリアの2つのエリアの整備をすると市内の子どもクラブは計9館となります。その時点で子どもクラブの整備を終了し、今後子どもクラブの整備が必要かどうかは、検証を行ったうえで判断します。

3 計画の策定について(諮問・答申)

19 町子総第 76 号 2019 年 4 月 17 日

町田市子ども・子育て会議会長 金子 和正 様

町田市長 石 阪 丈 一

諮 問 書

町田市子ども・子育て会議条例第3条の規定に基づき下記のとおり諮問します。

記

市の子ども子育てに関する施策の充実のため、以下の案件について貴会より意見を求めます。

- 1. 新・町田市子どもマスタープラン及び町田市子ども・子育て支援事業計画の進捗評価に関すること
- 2. 新・町田市子どもマスタープラン(後期)の作成に関すること

2020年2月25日

町田市長 石阪 丈一 様

町田市子ども・子育て会議 会長 金子 和正

答 申 書

2019年4月17日付け、町田市子ども・子育て会議へ諮問のありました下記の件について、当会議において審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

記

新・町田市子どもマスタープラン(後期)の作成に関すること

以上

4 市民アンケート調査について

計画を策定するにあたり、市民アンケート調査を実施しました。保護者の方に は「子育て支援に関するアンケート調査」、中学生・高校生の方には「みなさん の生活などに関するアンケート調査」をお送りし、回答は計画の基礎資料とさせ ていただきました。

また、アンケート調査を補完するために、MSPヒアリング*1と保護者ヒアリ ング*2を行いました。いただいたご意見は、計画や今後の施策に活かしていきま す。

※1 P33「MSPヒアリング」に掲載 ※2 P100「保護者ヒアリング」に掲載

【調査対象】

就学前児童保護者:町田市在住の小学校就学前児童の保護者から無作為抽出 小学校低学年保護者:町田市在住の小学校低学年児童の保護者から無作為抽出

小学校高学年保護者: 町田市在住の小学校高学年児童の保護者及び小学生本人から無作為抽出

中学生・高校生本人:町田市在住の12歳~18歳の住民から無作為抽出

【調査期間】

2019年5月7日から5月21日

【回収状況】

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童	2,000通	1,078通	53.9%
小学校低学年	1,500通	847通	56.5%
小学校高学年	1,500通	705通	47.0%
中学生・高校生	1,000通	369通	36.9%

【自由意見一部抜粋】

- ・映画館をつくってほしい
- ・勉強できる場所が ほしい
- ・モノレール
- が早くくるといい
- バスがもっと便利に
- なるといい(ルートや
- ・野球やバスケットボール

ができる場所、身近に運 動できる場所がほしい



- ・自然を残してもらいたい
- ・名所や特産品があるといい
- ・防犯に力を入れてもらいたい
 - ・道路や歩道の整備をして
 - もらいたい
 - ・医療費や学費が経済的に 負担なので、もっと支援 があった方がいい
- ・学童が4年生以上も利用できる ようにしてほしい
- ・放課後子ども教室「まちとも」を 早く全校で実施してもらいたい
 - ・子どもが安心して遊 べる場所がもっとほしい 子どもを預かってもらえる
 - 場所がもっとほしい





※ 詳しくは、別冊「新・町田市子どもマスタープラン(後期)策定のためのアンケート調査報告書」をご参照ください。

5 町田市子ども・子育て会議

(1) 町田市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項 に規定する合議制の機関として、町田市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。) を置く。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。 (所掌事務)

- 第3条 子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。
- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に規定する市町村行動 計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し市長が必要と認める事項 (平27条例42・一部改正)

(組織)

- 第4条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援を実施する事業者の代表
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表
- (4) 保健医療関係団体の代表
- (5) 経済関係団体の代表
- (6) 公募による保護者で市内に住所を有するもの
- (7) 前各号に掲げる者のほか、子ども・子育て支援に関係する者のうち市長が適当と認める 者

(平27条例42·平30条例13·一部改正)

(任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。 (臨時委員)
- 第6条 市長は、特別又は専門の事項を調査し、審議するために必要があると認めるときは、子育て会議に臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員の任期は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。 (会長)
- 第7条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。 (会議)
- 第8条 子育て会議は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、子育て会議に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年11月1日から施行する。

(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年4月町田市条例 第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中第58号を第59号とし、第57号の次に次の1号を加える。

(58) 町田市子ども・子育て会議委員

別表国民健康・栄養調査員の項の次に次のように加える。

町田市子ども・子	会長	日額 25,500円
育て会議	学識経験者	日額 21,700円
	その他委員	日額 10,000円

附 則(平成27年10月7日条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年12月17日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間に委嘱された委員の任期は、改正後の町田市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則(平成30年3月29日条例第13号) この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 町田市子ども・子育て会議運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市子ども・子育て会議条例(平成25年10月町田市条例第36号)第9条の規定に基づき、町田市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

- 第2条 会長は、子育て会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員(当該子育て会議の議題に関係のある臨時委員があるときは、当該臨時委員を含む。)に通知する。
 - (1) 開催日時
 - (2) 開催場所
 - (3) 議題

(庶務)

第3条 子育て会議の庶務は、子ども生活部子ども総務課において処理する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

(3)委員名簿

【第3期町田市子ども・子育て会議委員】任期:2018年4月1日~2020年3月31日

構成	氏 名	所属	備考
	金子 和正	東京家政学院大学	
子ども・子育て支援	吉永 真理	昭和薬科大学	
に関し学識経験を有 する者	小林 保子	鎌倉女子大学	
	平林 剛	東京弁護士会	
	齋藤 祐善	町田市私立幼稚園協会	
子ども・子育て支援 を実施する事業者の	関野 鎮雄	町田市法人立保育園協会	
代表	馬場 昭乃	町田市社会福祉協議会	
	田部井 眞	社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会	
	土田 昇	町田市公立小学校校長会	2019年3月まで
	吉田 孔一	町田市公立小学校校長会	2019年4月から
	吉田 知弘	町田市公立中学校校長会	2019年3月まで
子ども・子育て支援 を実施する事業に従	髙橋 博幸	町田市公立中学校校長会	2019年4月から
事する者の代表	森山 知也	東京都立町田の丘学園	
	川崎 文子	町田市民生委員児童委員協議会	
	菅原 純	町田市中学校PTA連合会	2019年4月まで
	中野 幸子	町田市中学校PTA連合会	2019年5月から
保健医療関係団体の代表	豊川 達記	町田市医師会	
経済関係団体の代表	澤井 宏行	町田商工会議所	
ハヴァトフル类セベ	山田 牧子	市民	
公募による保護者で 市内に住所を有する 者	田崎 賢二	市民	2019年3月まで
	岸 洋一郎	市民	2019年7月から
子ども・子育て支援	川口 雅子	町田市青少年委員の会	2019年3月まで
に関係する者のうち 市長が適当と認める	福田麗	町田市青少年委員の会	2019年4月から
者	酒井 恵子	町田市障がい児・者を守る会すみれ会	

(4)事務局

役 職 名
子ども生活部長
子ども生活部子ども総務課長
子ども生活部児童青少年課長
子ども生活部保育・幼稚園課長
子ども生活部子育て推進課長
子ども生活部子ども家庭支援センター長
子ども生活部子ども発達支援課長
子ども生活部子ども発達支援課相談・療育担当課長
子ども生活部大地沢青少年センター所長
地域福祉部障がい福祉課長
保健所保健予防課長
学校教育部指導室長兼指導課長

(5)計画策定の経過

回	開催日	検討内容
2019 年度第1回	2019年 4月17日	(1)新・町田市子どもマスタープランに関するアンケート 調査について(2)「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」の計画概 要について
2019 年度 第 2 回	2019 年 5月23日	(1)「町田市子ども・子育て支援事業計画」、「新・町田市 子どもマスタープラン」の進捗について (2)「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」の計画概 要について
2019 年度 第 3 回	2019年7月4日	(1)「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」策定のためのアンケート調査結果(速報)・ヒアリングの結果報告について(2)「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」に係る人口推移及び計画素案について
2019 年度第 4 回	2019年 9月18日	 (1)「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」に係るアンケート調査結果報告書について (2)「第二期町田市子ども・子育て支援事業計画」について (3)「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」計画案確認について (4)「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」今後のスケジュールについて
2019 年度 第 5 回	2019年 11月13日	(1)「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」計画案の 承認について (2)パブリックコメントの実施について
2019 年度第 6 回	2020 年 2月13日	(1) パブリックコメントの実施結果について(2) 「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」計画案の 最終確認・承認について

6 関連法・国の動向・市のその他計画など

(1) 関連法・国の動向

●児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)(抜粋)

平成元年(1989年)に国際連合が採択。日本は平成6年(1994年)に批准、平成6年5月22日に発効。

前文 省略

第1部

第1条 (児童の定義)

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条 (差別の禁止)

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 第3条(児童に対する措置の原則)省略
- 第4条 (締約国の義務) 省略
- 第5条(父母等の責任、権利及び義務の尊重)

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条(生命に対する固有の権利)

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。
- 第7条(登録、氏名及び国籍等に関する権利)省略
- 第8条(国籍等身元関係事項を保持する権利)省略
- 第9条(父母からの分離についての手続き及び児童が父母との接触を維持する権利)省略
- 第10条 (家族の再統合に対する配慮) 省略
- 第11条(児童の不法な国外移送、帰還できない事態の除去)省略
- 第12条(意見を表明する権利)
 - 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
 - 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の 手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与え られる。

第13条(表現の自由)

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって 定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
 - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護
- 第14条(思想、良心及び宗教の自由)省略
- 第15条(結社及び集会の自由)省略
- 第16条(私生活等に対する不法な干渉からの保護)省略
- 第17条(多様な情報源からの情報及び資料の利用)省略

第18条(児童の養育及び発達についての父母の責任と国の援助)

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第19条(監護を受けている間における虐待からの保護)

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、 あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な 取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社 会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。
- 第20条(家庭環境を奪われた児童等に対する保護及び援助)省略
- 第21条(養子縁組に際しての保護)省略
- 第22条(難民の児童等に対する保護及び援助)省略
- 第23条(心身障害を有する児童に対する特別の養護及び援助)
 - 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への 積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
 - 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
 - 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達(文化的及び精神的な発達を含む。)を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
 - 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換(リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。)であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第24条(健康を享受すること等についての権利)

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
 - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
 - (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
 - (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。
 - (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
 - (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生(環境衛生を含む。)並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、 教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
 - (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置

をとる。

- 4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。
- 第25条(児童の処遇等に関する定期的審査)省略
- 第26条(社会保障からの給付を受ける権利)省略
- 第27条(相当な生活水準についての権利)省略
- 第28条(教育についての権利)
 - 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
 - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
 - 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを 確保するためのすべての適当な措置をとる。
 - 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに 最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励す る。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条(教育の目的)

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
 - (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
 - (d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に 準備させること。
 - (e) 自然環境の尊重を育成すること。
- 2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。
- 第30条(少数民族に属し又は原住民である児童の文化、宗教及び言語についての権利)省略
- 第31条(休息、余暇及び文化的生活に関する権利)
 - 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
 - 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。
- 第32条(経済的搾取からの保護、有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利)省略
- 第33条(麻薬の不正使用等からの保護)省略
- 第34条(性的搾取、虐待からの保護)省略
- 第35条(児童の誘拐、売買等からの保護)省略
- 第36条(他のすべての形態の搾取からの保護)省略
- 第37条 (拷問等の禁止、自由を奪われた児童の取扱い) 省略
- 第38条(武力紛争における児童の保護)省略
- 第39条(搾取、虐待、武力紛争等による被害を受けた児童の回復のための措置)省略
- 第40条(刑法を犯したと申し立てられた児童等の保護)省略
- 第41条(締約国の法律及び締約国について有効な国際法との関係)省略
- 第2部 省略
- 第3部 省略

●子育て安心プラン(2017年6月)

女性就業率の上昇等に伴い、保育の利用申込者数は年々増加しており、待機児 童数も依然として2万人を超える水準で推移していることから、待機児童解消の ための取組みを一層強化し、推進していく必要があります。このため、「子育て 安心プラン」が公表され、女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を、2022年度末までに実施することとしています。

〇待機児童を解消

国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を2018年度から2019年度末までの2年間で確保します。(遅くとも2020年度末までの3年間で全国の待機児童を解消)

〇待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ[※]」を解消

「M字カーブ」を解消するため、2018年度から2022年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備します。

※ 女性の年齢階級別労働力率(就業者数と完全失業者数の率)をグラフで表すと、曲線がM字の型になることをいう。

●新しい経済政策パッケージ(2017年12月)

少子高齢化という大きな壁に立ち向かうため「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、経済成長の実現によって社会保障の充実を図り、すべての人がその能力を発揮することができる、誰もが安心できる社会基盤の実現を目指すとしています。

○幼児教育の無償化

(具体的内容)

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速します。そのため、広く国民が利用している3歳から5歳までのすべての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化します。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化とします。

(実施時期)

こうした幼児教育の無償化については、消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて実施します。

〇待機児童の解消

- •「子育て安心プラン」を、より速く実現させるために、同プランを前倒しし、 2020年度末までに32万人分の受け皿整備を行います。
- •「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を、2018年度までに前倒しにします。さらに、状況を踏まえ、その後のあり方について検討します。

●新・放課後子ども総合プラン(2018年9月)

共働き家庭等の「小1の壁」「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランが策定されました。

〇「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標(2019~2023年度)

- ・放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備します(約122万人→約152万人)。
- ・すべての小学校区で、両事業を一体的にまたは連携して実施し、うち小学校内 で一体型として1万箇所以上で実施することを目指します。
- ・両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、 新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目 指します。
- ・子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割 を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ります。

(2) 市のその他計画など

●町田市子ども憲章

この「町田市子ども憲章」は、「青少年健全育成都市宣言30周年記念事業」の1つとして制定されました。当初は、子どもと大人による子ども憲章実行委員会が組織され、大人の委員が考えた案について検討されていました。議論が進むうちに、この案に違和感を覚える子ども委員の声が大きくなり、子ども自身の意見で案をつくり直し、再検討されました。そうして出来あがった「町田市子ども憲章」は、今も地域活動の中で活かされています。

町田市子ども憲章(1996年5月制定)

みんな自分に素直に生き、そしてお互いを認め合うそんな社会へ…

それは、みんながそれぞれの生き方を追うことができるということ。 そして、他の誰とも違うかけがえのないわたしが、 まわりのすべてのものとともに、生きるということ。

● 人権尊重社会の実現

すべての人には平等な権利がある。でも、自分勝手に行動するだけではいけない。 一相手の立場になって気持ちを理解し、お互いを認め合える社会をつくっていきます。

● 自主性の確立

「自分から」。それがいちばん大切なこと。人にやってもらうばかりではだめなんだ。いつも楽しくなるように、

- 自分の道は自分で切り開いていきます。

● 個性の尊重

人はみんな一人ひとり違う。みんなと違ってもこわくない。当たり前のことなんだ。だから、 ーそれぞれが持っている自分らしさを大切にします。

● 命の大切さ

いのちがあるのは人間だけではない。動物にも植物にもいのちがある。だから、 ーみんなで助け合って生きていきます。

● 学ぶ心の大切さ

経験から学ぶことは、自分の可能性を広げる。むだなことなんてない。だから、 ーものごとに前向きに取り組んでいきます。

● 友情の大切さ

世界中のどんな人でも、友だちはかけがえのないもの。いつも気持ちがわかり合える、そんな仲間。だから、

- 仲間を大切にし続けます。

● 夢を追う気持ち

現実にとらわれなくてもいい。わずかな可能性でも、

-自分の夢を持ち続けます。

●第四次町田市子ども読書活動推進計画

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、町田市の子どもの読書活動に関する総合的な施策を充実させるため、策定しました。

基本理念:自ら進んで本を読む子を育てる

基本目標1:子どもが本と出会うきっかけ作り

基本目標2:いつでも身近なところに本がある環境作り 基本目標3:子どもの読書に関わる人の配置と育成

これらのことを通じて、子どもたちがかけがえのない本と出会い、生涯にわたって主体的に読書する習慣を身に付け、より深く豊かな人生を生きることができるよう、子どもの読書活動に関わるすべての人びとが全力を挙げて取組むこととします。

●町田市教育プラン2019-2023

人口減少社会の到来、技術革新やグローバル化の進展等、様々な社会状況の変化に伴う新たな課題を踏まえ、町田市ならではの魅力的な教育施策及び事業を構築するため、2019年2月に「町田市教育プラン2019-2023」を策定しました。

教育目標

- 夢や志をもち、未来を切り拓く町田っ子を育てる。
- 生涯にわたって自ら学び、互いに支え合うことができる 地域社会を築く。

基本方針 [学ぶ意欲を育て「生きる力」を伸ばす

- ①新たな時代に必要な資質・能力を育みます。
- ②「生きる力」を町田ならではの取組により育みます。

基本方針Ⅱ 充実した教育環境を整備する

- ①一人ひとりの能力・可能性を育てます。
- ②学校のマネジメント力を強化します。
- ③将来を見据えた学習環境の整備を進めます。

基本方針Ⅲ 家庭・地域の教育力を高める

- ①地域による学校への「支援」から「連携・協働」へ活動を発展させます。
- ②保護者の学びや育ちを支援します。

基本方針Ⅳ 生涯にわたる学習を支援する

- ①一人ひとりの学習段階に応じた支援を行います。
- ②学習を支える環境づくりを進めます。

●第2次町田市食育推進計画(2019年度~2023年度)

町田市食育推進計画の成果や、市民アンケート調査で明らかになった課題等を踏まえ、今後さらに、保育園や学校、生産者、食品関連事業者、ボランティアなど、関係者がそれぞれの特性を生かしながら多様かつ緊密に連携・協働して食育を推進するため、「第2次町田市食育推進計画」を策定しました。

食育のめざす姿: 食の「わ」で育むまちだの未来 ~感謝を持って食をたのしみ、

食を通じて人や地域とのつながりが持てるまち~

基本目標1:安全で望ましい食生活をおくる 基本目標2:食を通じて家族や地域とつながる 基本目標3:地域の恵みに感謝して食をたのしむ

●町田市スポーツ推進計画19-28

社会環境の変化やスポーツに関する市民意識調査アンケートなどから得られる課題をもとに、スポーツに関する施策を総合的、かつ計画的に推進するため、 2018年度に「町田市スポーツ推進計画19-28」を策定しました。

スポーツ推進の基本理念

- [1] スポーツ環境の整備及び魅力ある地域社会の形成
- [2] スポーツを通じた健康の保持及び増進に関する知識の向上
- [3] 市、市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体による 相互の信頼の下の連携、協力

将来の姿 「スポーツで人とまちが一つになる」

基本目標1:スポーツへの参加機会の充実

基本目標2:スポーツに関わる人材と組織の充実

基本目標3:スポーツ環境の充実

基本目標4:スポーツを通じたまちづくり

●第5次町田市保健医療計画

2012年に策定した「まちだ健康づくり推進プラン(第4次町田市保健医療計画)」に基づき、町田市では保健医療を取巻く環境の変化に的確に対応し、市民の健康増進を支援するまちづくりに取組んできました。

第4次計画の成果や「町田市民の保健医療意識調査」で明らかになった課題及び、社会情勢の変化等を踏まえ、今後さらに総合的な健康づくり施策を推進するため「まちだ健康づくり推進プラン(第5次町田市保健医療計画)」を策定しました。

基本理念:みんなでつくる「健康のまち」まちだ

基本目標1:健康に生活できるまちをつくる

基本目標2:安心できる地域医療があるまちをつくる

基本目標3:健康的な生活環境を備え人と動物が共生しているまち

をつくる

●第4次町田市男女平等推進計画

町田市基本構想を受けて策定する部門計画のひとつです。男女平等参画社会の 形成に関して本市がめざしている方向性や施策を明らかにすることにより、男女 平等参画に関する取組みを一層充実し、総合的かつ計画的に推進するため、策定 しました。

基本理念:その人らしさを発揮できる社会の形成をめざして

めざすべき姿1:一人ひとりの人権を尊重するまち

めざすべき姿2:一人ひとりが個性と能力を生かして活躍できる

まち

●第5次町田市障がい者計画

町田市基本構想を受けて策定する部門計画のひとつです。しかし、障がいのある人の施策全般に関わる計画であることから、全庁的な視点をもって策定する計画とします。

基本理念:いのちの価値に優劣はない

基本方針1:「障がいのある人」のとらえ方をひろげる

基本目標2:自分で決めることを大切にする

基本目標3:さまざまな障がいや個別の状況に配慮する

●町田市子ども発達支援計画(障害児福祉計画)-P63掲載

1 町田市子ども・子育て会議

(1) 町田市子ども・子育て会議委員

任期 2016年1月21日~2018年3月31日

構成	氏 名	所 属
子ども・子育て支援に関	◎金子 和正	東京家政学院大学
し学識経験を有する者	○吉永 真理	昭和薬科大学
	齋藤 祐善	町田市私立幼稚園協会
子ども・子育て支援を実	土橋 一智	町田市法人立保育園協会
施する事業者の代表	藤田 義江	町田市社会福祉協議会
	大野 浩子	NPO 法人子ども広場あそべこどもたち
	大泉 永 (2017 年 4 月~)	町田市公立小学校校長会
子ども・子育て支援を実 施する事業に従事する者 の代表	熊坂 有美	町田市民生委員児童委員協議会
	大森 雅代 (~2017 年 4 月)	町田本山学校 DTA 海今今
	岩間 綾子 (2017 年 5 月~)	町田市中学校 PTA 連合会
保健医療関係団体の代表	豊川 達記	町田市医師会
経済関係団体の代表	澤井 宏行	町田商工会議所
公募による保護者で市内 に住所を有する者	石井 由利子	市民
	清水 亜希子	市民
CHUCHIOH	白井 信昭	市民

^{※◎}は会長、○は副会長

(2)「町田市子ども発達支援計画」臨時委員

任期 2017年4月27日~審議案件終了まで

(T/V) - C - 1 1/1-1 H		
構成	氏 名	所 属
学識経験者	小林 保子	鎌倉女子大学
東京都立町田の丘学園教諭	森山 知也	東京都立町田の丘学園
障がい児通所支援に係る事 業者の代表	田部井 眞	社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会
障がい者団体の代表	酒井 恵子	町田市障がい児・者を守る会 すみれ会

2 町田市子ども発達支援計画(障害児福祉計画)庁内検討会 委員

(1)検討会委員

н	11457			
	地域福祉部障がい福祉課長	子ども生活部児童青少年課長		
保健所保健予防課担当課長		子ども生活部保育・幼稚園課長		
	学校教育部教育センター所長	子ども生活部子育て推進課長		
	市民病院事務部医事課長	子ども生活部子ども家庭支援センター長		
	子ども生活部子ども総務課長	子ども生活部すみれ教室所長		

(2)事務局

子ども生活部子ども総務課	
子ども生活部すみれ教室	

3 意識調査 (アンケート・ヒアリング) の実施結果

(1)アンケート調査

調査概要

	対象	配布方法	回答方法	回答期間
保護者	・障害者手帳所持児童 ・特別支援学級利用児童 ・通級指導学級利用児童 ・すみれ教室利用児童 ・訪問看護事業利用児童	郵送 学校配布 学校配布 施設配布・郵送 郵送	郵送または WEB	2017年6月16日
関係機関	・地域子育て相談センター ・保育園・幼稚園等 ・公立小学校 ・公立中学校	郵送	郵送	~6月30日

回収結果

対象	配布数	回収	回収率
保護者	2,673 件	1,158 件 (Web 回答数 164 件含む)	43.3%
関係機関	180 件	117 件	65.0%

(2)ヒアリング調査

実施期間 2017年7月26日~8月4日

ヒアリング対象機関

ヒアリング対象機関		
町田市医師会訪問看護ステーション		
きらら訪問看護ステーション		
放課後等デイサービス「ぴっころもんど」		
放課後等デイサービス「きららトワイライト」		
放課後等デイサービス「つくしんぼ」		
中央学童保育クラブ		

●町田市子育て支援ネットワーク連絡会レポート(子育て世帯の自立 応援プロジェクト)-P69掲載

1 子育て世帯の自立応援プロジェクト【庁内検討会】委員名簿

所属	委 員	
市民部市民協働推進課	市民協働推進課長	
地域福祉部生活援護課	生活援護課長	
子ども生活部子ども総務課	子ども総務課長	
子ども生活部児童青少年課	児童青少年課長	
子ども生活部子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター長	
学校教育部教育総務課	教育総務課担当課長(学校運営支援担当)	
学校教育部指導課	指導課長	
学校教育部学務課	学務課担当課長	
生涯学習部生涯学習センター	生涯学習センター担当課長	

(事務局) 子ども家庭支援センター

2 子育て世帯の自立応援プロジェクト【関係機関検討会】委員名簿

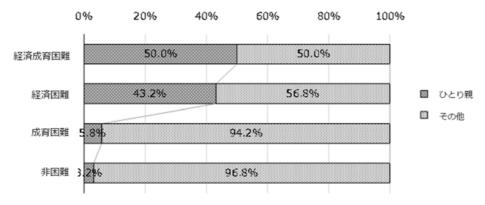
_ , ,	2 丁月(世市の日立心族プロジェント 【			
	構成機関		構成機関	
会長	会長 子ども生活部長 委員 児童養護施設		児童養護施設	
副会長	子ども生活部子ども家庭支援センター長	委員	市民部市民協働推進課男女平等推進センター	
委員	八王子児童相談所	委員	地域福祉部生活援護課	
委員	町田警察署 南大沢警察署	委員	地域福祉部障がい福祉課	
委員	町田市医師会	委員	保健所保健予防課	
委員	町田市歯科医師会	委員	子ども生活部子ども総務課	
委員	弁護士	委員	子ども生活部児童青少年課	
委員	人権擁護委員	委員	子ども生活部保育・幼稚園課	
委員 町田地区保護司会 委員 子ども生活部子育て推進		子ども生活部子育て推進課		
委員	里親	委員	子ども生活部すみれ教室	
委員	町田市公立小学校長会 町田市公立中学校長会	委員	町田市民病院	
委員	町田市私立幼稚園協会	委員	学校教育部指導課	
委員	町田市法人立保育園協会	委員	学校教育部教育センター	
委員	町田市民生委員児童委員協議会	委員	生涯学習部生涯学習総務課	
委員	町田市社会福祉協議会	委員	生涯学習部生涯学習センター	

(事務局) 子ども家庭支援センター

3 アンケート調査分類別結果

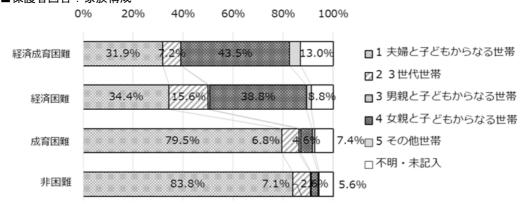
4区分分類の主な特性として、世帯構成や居住形態は、以下のとおりでした。 経済成育困難世帯は、他の分類世帯に比べ、ひとり親世帯が多くを占めています。

■保護者回答:ひとり親世帯とその他の世帯



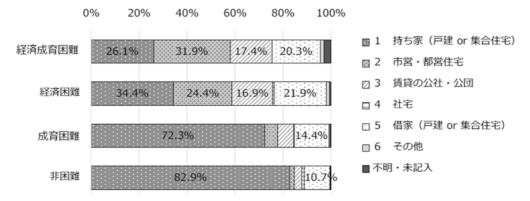
3世代世帯は、経済困難世帯が最も多くなっています。

■保護者回答:家族構成



成育困難世帯は、他の困難分類世帯より持ち家が多くなっています。

■保護者回答:居住形態



4区分分類について、それぞれの状況は以下のとおりでした。

(1) 経済成育困難世帯

今回の調査で、このような世帯では、経済困難世帯、及び成育困難世帯の双方が持つ課題を抱えており、保護者、子ども共に「非認知能力(やる気、やりきる力、大人になるために必要な力)」が備わっていないと思われる状況がありました。

世帯割合としては少数でありながらも、色々な課題が混在している(成育環境上の課題が、就労に影響し、経済的な課題に影響している)ため、課題の整理を行い、1つひとつの課題について解消していくことが必要です。

世帯区分	調査結果から見る区分別状況		
① 経済成育 困難世帯	 (状況) ・保護者、子ども共に、周囲とのつながりが少なく、保護者は相談相手を必要としている世帯が多い。 ・子どもに対する保護者の思いも、子ども自身も、進学の希望が低い。 ・子どもは、自尊心や留守番頻度、虫歯治療、食事環境、勉強、登校状況について課題を抱えている場合が多い。 ・子どもに、大人になるために必要な力がついていない状況が見られる。これは、保護者が子どもだった頃も同じ場合が多い。 (まとめ) ・世帯として見ても、保護者・子ども個別にも、ほとんどの事柄で経済面・成育面の両側面において、複数の課題を抱えている。よって、支援が必要な世帯が多い。 		

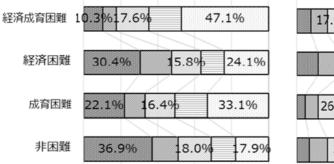
家族間のつながりを見ると、親子間でのコミュニケーションの機会が少なくなっています。

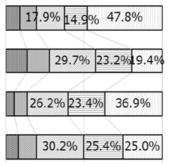
■保護者回答: (1)子どもの勉強を見る機会

(2)子どもと一緒に遊ぶ機会

0% 20% 40% 60% 80% 100% 0%

50% 100%





🔳 ほぼ毎日

■週に3~4回

□週に1~2回

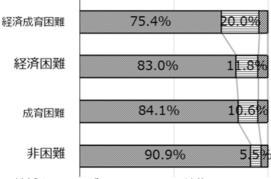
■月に1~2回

□めったにない

相談相手の有無について、相談相手が欲しいと思う割合が多くなっています。

■保護者回答:相談相手の有無

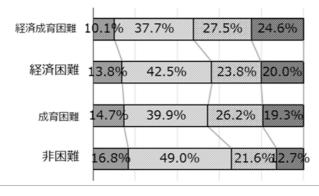
0% 50% 100%



- 1 相談できる相手がいる
- 2 相談相手がほしい
- 図 3 必要ない

地域とのつながりについては、希薄になっています。その背景には居住年数の短さが影響していると考えられます。

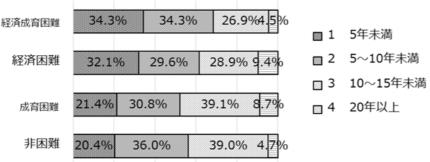
■保護者回答:(1)地域行事への子どもと一緒に参加しているか 0% 20% 40% 60% 80% 100%



- 1 よく参加している
- 2 時々参加している
- 3 あまり参加していない
- 4 全く参加しない



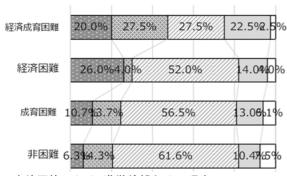
0% 20% 40% 60% 80% 100%



子ども自身の進学については、経済困難世帯と同様に希望が低くなっています。 ただしその理由については、経済的な理由よりも自分の学力から想定したものが多くなっています。

■生徒回答:(1)将来の進学希望

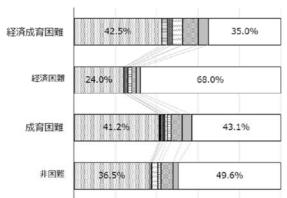
0% 20% 40% 60% 80% 100%



- 1 高校まで
- 図 2 短大・専門学校まで
- ☑ 3 大学またはそれ以上
- □ 4 わからない
- □不明・未記入

■生徒回答:(2)進学希望とその理由

0% 20% 40% 60% 80% 100%

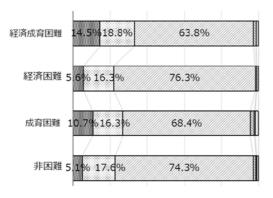


- 図 1 自分の学力から考えて
- 2 保護者がそう希望しているから
- 4 周りの先輩や友達がそうしているから
- 図 5 家にお金がないから
- 図 6 できるだけ早く働く必要があるから
- □ 7 どうすれば進学できるのかよくわからないから
- □8 その他()
- 9 特に理由はない
- ■10 わからない
- □不明・未記入

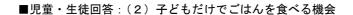
帰宅後にひとりで留守番をしている子どもが多くいます。また、子どもだけで食事をする機会も多くあります。

■児童・生徒回答:(1)帰宅後、最も一緒にいる人

0% 20% 40% 60% 80% 100% 🔳 1 ひとりぼっち



- □ 2 友だち
- ☑ 3 家族(おうちの人や兄弟姉妹、親戚)
- 図 4 家族以外の大人(近所の人、塾や習い事の先生)
- 5 その他()
- □不明・未記入



朝食

0% 50% 100% 0% 50% 100% 37.3% 10 1% 17.4% 53.6% 経済成育困難 29.9% 経済困難 48.1% 3.2%5.2% 71.5%

夕食

46.3% 成育困難 非困難 1 56.7%

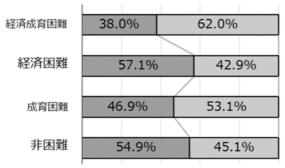
4.3% 19.7% 61.8% 1.7% 13.5% 75.0%

■ 1 毎回

- 2 ときどきある
- m 3 たまにある
- 4 ぜんぜんない

自尊心については、成育困難世帯と同様に低くなっています。

■児童・生徒回答:自分はできることが沢山あると思うか 0% 20% 40% 60% 80% 100%



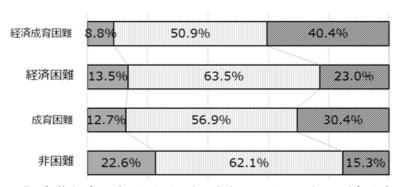
■ 1 はい

■2 いいえ

子ども自身の成績については、成育困難世帯と共に、「もう少し」が多くなっています。

■児童・生徒回答:学校の成績

0% 20% 40% 60% 80% 100%



■1 よくできる

2 ふつう

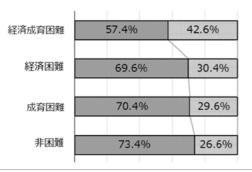
図3 もう少し

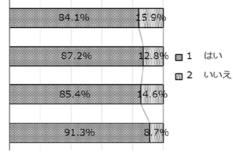
非認知能力(やる気、やりきる力、大人になるために必要な力)を高める言葉について、保護者が子どもの 頃には言われなかった様子ですが、子どもに対してはどの世帯も同じように言っています。

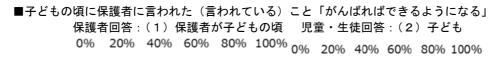
■子どもの頃に保護者に言われた(言われている)こと「勉強しましょう」

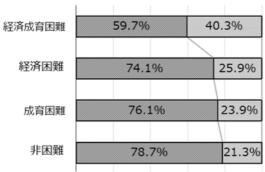
保護者回答:(1) 保護者が子どもの頃 児童・生徒回答:(2) 子ども

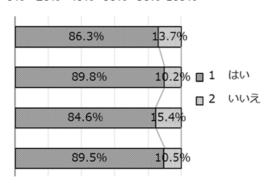
0% 20% 40% 60% 80% 100%0% 20% 40% 60% 80% 100%











(2) 経済困難世帯

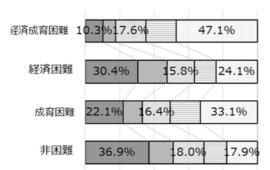
今回の調査で、このような世帯では、保護者には一生懸命子育てしようという気持ちがあり、子どもには「非認知能力(やる気、やりきる力、大人になるために必要な力)」がありました。しかしながら、その反面、経済的な理由や時間の制約などにより、元々持っている力が発揮できない(できていない)という状況です。

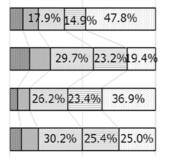
世帯区分	調査結果から見る区分別状況		
② 経済困難 世帯	 (状況) ・世帯として、地域とのつながりが少ない。 ・学力から見て大学進学できると思う子どもが最も多いが、同時に希望と現実のギャップがあると思う子どもも多い。 ・ひとりでさびしいと思っている子どもが多い。 (まとめ) ・子どもの非認知能力については、非困難世帯と同様に力がついている部分が多い。経済的に困難があり、お金や時間の制約を受けやすく孤食や物質充足などの影響が見られる世帯であるが、保護者は子どもに関することについて対応している。 		

家族間のつながりを見ると、親子間でのコミュニケーションの機会が多くなっています。

■保護者回答:

- (1)子どもの勉強を見る機会
- (2)子どもと一緒に遊ぶ機会
- 0% 20% 40% 60% 80% 100% 0%
- 50% 100%





■ほぼ毎日 ■週に3~4回 □週に1~2回

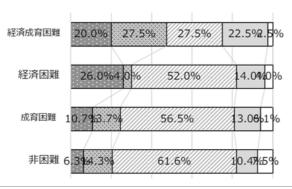
■月に1~2回

□めったにない

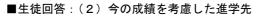
子ども自身の進学については、「高校まで」という回答が多くなっています。 これに対し、自分の学力を考慮すると大学以上に進学できると感じている子どもが多くいます。

■生徒回答:(1)将来の進学希望

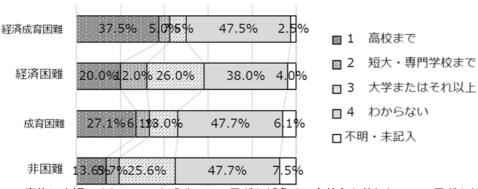
0% 20% 40% 60% 80% 100%



- 1 高校まで
- 図 2 短大・専門学校まで
- 図3 大学またはそれ以上
- □ 4 わからない
- □不明・未記入



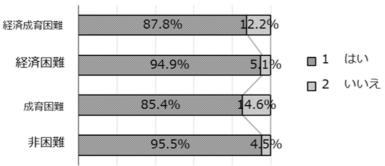
0% 20% 40% 60% 80% 100%



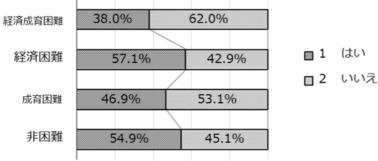
家族に大切にされていると感じている子どもが多く、自尊心も養われている子どもが多くいます。

■児童・生徒回答:(1) 自分は家族に大切にされていると思うか

0% 20% 40% 60% 80% 100%



■児童・生徒回答:(2)自分はできることが沢山あると思うか 0% 20% 40% 60% 80% 100%

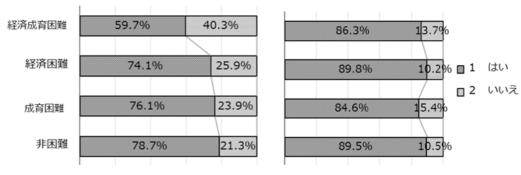


非認知能力(やる気、やりきる力、大人になるために必要な力)を高める言葉については、どの世帯も同じように子どもに対して言っていますが、「がんばればできるようになる」と思っている子どもが多く、また、長期休業時の宿題についても早めに終わらせている様子がありました。

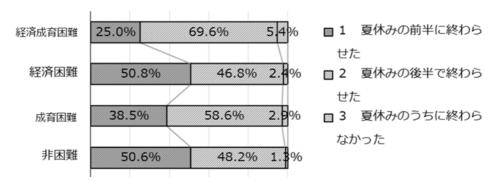
■子どもの頃に保護者に言われた(言われている)こと「がんばればできるようになる」

保護者回答:(1) 保護者が子どもの頃 児童・生徒回答:(2) 子ども





■児童・生徒回答:(3) 夏休みの宿題をいつ終わらせたか 0% 20% 40% 60% 80% 100%



(3) 成育困難世帯

今回の調査で、このような世帯では、経済的には課題がないものの、子どもに関することへの対応がおろそかになっている保護者や、親子間のコミュニケーションの機会が少ない家庭が多く見られました。また、このような世帯の子どもについては、自尊心の低さや、自分への自信の無さがありました。

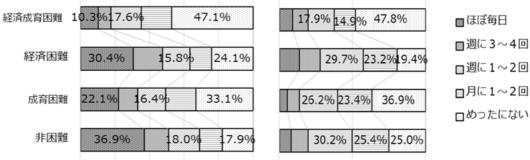
_ は世帯の7	FCもについては、自身心の似さり、自分への自信の無さかありました。		
世帯区分	調査結果から見る区分別状況		
③ 成育困難 世帯	 (状況) ・保護者、子ども共に周囲とのつながりが少なく、保護者は相談相手を必要としている世帯が多い。 ・子どもは、自尊心や食事環境、勉強について問題を抱えている場合が多い。 ・子どもに、大人になるために必要な力がついていない状況が見られる。これは、保護者が子どもだった頃も同じ場合が多い。 (まとめ) ・経済上は非困難であるが、子どもの食事に関することや、子どもの学力については課題が見られ、また、物質的はく奪も見られる。 		

家族間のつながりを見ると、親子間でのコミュニケーションの機会が少なくなっています。

■保護者回答:(1)子どもの勉強を見る機会

(2)子どもと一緒に遊ぶ機会

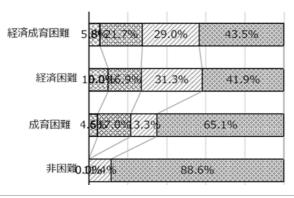
0% 20% 40% 60% 80% 100% 0% 50% 100%



経済的には課題がない世帯ですが、物質的はく奪があります。

■保護者回答:(1)過去1年間に経済的な理由で買えなかった経験(日常で必要とする食料)

0% 20% 40% 60% 80% 100%



- 🖸 よくあった
- 🛭 ときどきあった
- ☑ ほとんどなかった
- 醤 まったくなかった

■保護者回答:(2)過去1年間に経済的な理由で買えなかった経験 (日常で必要とするお子さまの文具や教材)

20% 40% 60% 80% 100% 経済成育困難 10.1448.8% 27.5% 43.5% 🖸 よくあった 経済困難 9.49.20.0% 26.3% 44.4% 🛭 ときどきあった ☑ ほとんどなかった 成育困難 3.748.8% 3.1% 67.7% 図 まったくなかった

90.2%

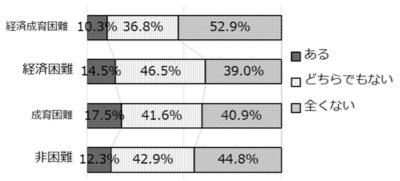
0%

非困難0.9%%

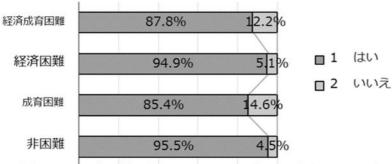
す。また、家族に大切にされていないと感じている子どもも多くいます。 ■保護者回答:(1)子どものことが、わずらわしくてイライラすることがあるか

親子間でのコミュニケーションの機会が少ないことに加え、子どもに対するイライラ感が多くなっていま

0% 50% 100%



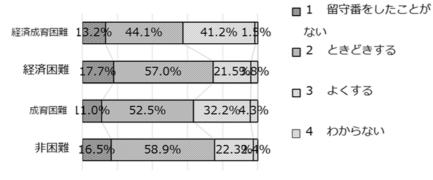
■児童・生徒回答:(2) 自分は家族に大切にされていると思うか 0% 20% 40% 60% 80% 100%



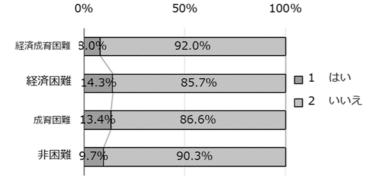
留守番する子どもが多く見られ、また、さびしいと感じている子どもも多くいます。

■児童・生徒回答:(1) 留守番することがあるか

0% 20% 40% 60% 80% 100%

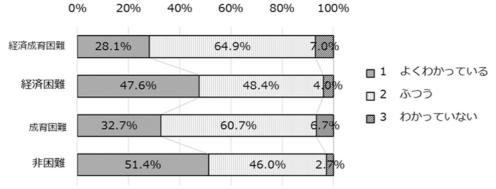


■児童・生徒回答:(2)ひとりぼっちで、さびしいと思うか

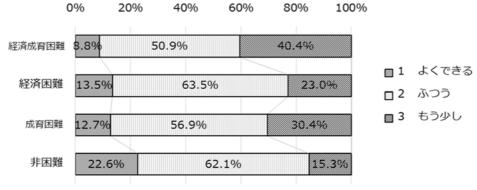


勉強については理解できている子どもが少なく、また、成績も「もう少し」が多くなっています。

■児童・生徒回答:(1)授業の理解度



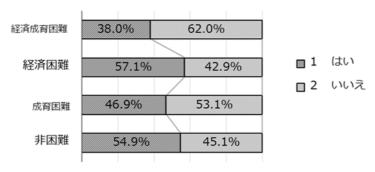
■児童・生徒回答:(2)学校の成績

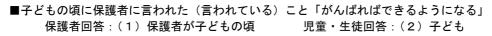


自尊心については低い(自信が無い)子どもが多くなっています。また、非認知能力(やる気、やりきる力、大人になるために必要な力)を高める言葉については、言われていない子どもが若干多くなっています。

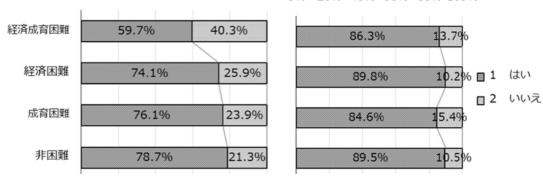
■児童・生徒回答:(1) 自分はできることが沢山あると思うか







0% 20% 40% 60% 80% 100% _{0%} 20% 40% 60% 80% 100%



(4) 非困難世帯

経済面では課題となる状況はほぼ見られませんでしたが、成育面では少ないながらも、各困難世帯と同様に 課題を抱えている場合があります。

世帯区分	調査結果から見る区分別状況
4	(まとめ)
非困難	・世帯として見ても、保護者・子ども個別にも、ほとんどの事柄で経済面・成育面の両側面にお
世帯	いて、問題につながる状況は少ないものの、困難世帯にならないように注意が必要です。

(5) 各区分共通事項

経済的な課題であれ、成育環境上の課題であれ、抱えている課題は、地域とのつながりや相談者がいることで、その課題が緩和されるということが共通して言えます。

また、今回の調査結果を分析していく中で、国が求める相対的貧困率に照らし合わせてみると、「子どもの相対的貧困率」では、国が 16.3%なのに対し本市では 9.5%、「子どもがいる世帯の相対的貧困率」では、国が 15.1%なのに対し本市では 8.7%となっており、国より低い水準でした。

なお、貧困対策という視点で見てみると、所得の高低は課題に多少の影響があるものの、これに限らず課題がありました。世間一般で言われている貧困という状況は、経済的な困難だけではなく、成育環境上の課題の方が重篤であるということがわかりました。

7 用語集

【あ行】

ICT

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。

【か行】

家庭的保育

市より委託を受けた保育者が、居宅等で、5人以下の子どもを家庭的な雰囲気の中で保育するもの。

協働

市民をはじめ自治会・町内会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取組むこと。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

子どもとその保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。

子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関する総合相談や児童虐待の予防・早期発見・対応等を行っている。

子ども食堂

民間団体等が行う、地域の子どもたちへの食事や交流の場を提供するコミュニティの場。

【さ行】

参画

政策や事業などの計画に加わること。「参加」よりも積極的に動いて加わっているという 意味を持つ。

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、 2003年に制定された法律。

小規模保育所

国が定める最低基準に適合し、市町村の認可を受けた施設で、定員がおおむね6~19人の0歳から2歳児までの児童に対して保育を行う施設。

食育

さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね〇歳から就学前の児童に保育園の時間帯(おおむね7時から18時)で保育・幼児教育を行う施設。

【は行】

保育園・幼稚園等

定期的な教育・保育の場として利用する幼稚園や保育園などを指す。認定こども園、小規模保育所も含まれる。

【ま行】

町田市子ども発達センター

児童福祉法に基づく児童発達支援センター。専門職による子どもの発達に関する相談や障がいに関する相談事業やグループ指導を実施している。

【ら行】

療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を充分に発揮できるよう援助すること。

8 索引

取組	内容	参照ページ
ICT教育の推進	I C T 機器を活用した「創造的な課題発見力・解決力を育む教育プログラム」と「個別最適化された学習支援モデルの構築」に取組み、まちだの子どもが未来社会を力強く生き抜く力を育みます。	4 3
育児支援ヘルパー 事業	出産後育児、家事等の援助を必要とする母親に対してヘ ルパーを派遣し、育児の身体的及び精神的負担の軽減を 図ります。	5 3
育児相談(地域子育て 相談センター)	育児についての疑問、不安、悩み等、保護者からの相談に対応しています。 育児の負担感や不安感の軽減、解決方法を保護者と一緒に考え、また、必要に応じた子育て支援情報を提供しています。	5 2
一時預かり事業 ア 幼稚園型	幼稚園・認定こども園において、教育時間の他に預かり保 育の時間を提供する事業です。	5 8
一時預かり事業 イ 保育園型 (一時保育)	保護者が、「傷病・入院・介(看)護など緊急的な事情があるとき」「短時間・非定型就労などで、育児ができないとき」「育児にともなう心理的及び肉体的負担があるとき」「冠婚葬祭などやむを得ない事情があるとき」のいずれかに該当する場合、子どもを一時的に保育所で預かる事業です。	5 8
医療的ケア児コーディ ネーターの配置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多分野の支援が必要な医療的ケア児に適切な支援体制を調整するコーディネーターを、町田市子ども発達センターに配置します。	6 7
えいごのまちだの 推進	コミュニケーション能力の育成に重点を置いたまちだな らではの英語教育を推進し、未来のまちだを支える人材 を育成します。	4 3
延長保育事業(時間外保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。	5 8
親子療育事業	発達に支援が必要な子どもの特徴に適した家庭での接し 方などを理解するため、0歳~2歳児とその保護者が、と もに参加する療育プログラムを行います。	6 6
大地沢青少年センター 運営事業	既存施設の有効活用を図り、施設全体の魅力を高め、集客 力を向上させます。	9 0
大地沢青少年センター 主催事業の充実	子どもから高齢者まで、幅広い世代を対象とした事業を 工夫し、参加者にとって魅力的な主催事業を実施します。	9 0
学童保育クラブ受入れ 枠の拡大	学童保育クラブの対象児童を、4年生から6年生の高学年まで拡大することで、放課後や長期休業期間中を安全・安心に過ごすことができる生活の場を提供します。	5 7
家庭教育支援事業	子育てをしている保護者が、家庭教育や子育てに関する 不安を解消するとともに、子育てを通じた仲間づくりに つなげられるよう、さまざまな学習の機会を提供します。	5 3
教育相談	来所相談、電話による相談の2つの相談形態があります。 不登校、集団不適応、友人関係、発達に関すること、学習 に関すること、生活面に関すること、いじめ、体罰等、学 校生活や家庭生活等に関する問題について相談に応じま す。	3 6

取組	内容	参照ページ
経済困難世帯等の就労 支援	就労を目的として講座や訓練を受講する場合に給付金を 支給します。また、それぞれのニーズに応じて個別計画書 を作成し、具体的な就労につながるよう支援します。	7 6
公立保育園における食 育の推進	保護者に対する食育啓発活動及び、園児の食に対する考え方の基礎を培うことを狙いとして、食事マナーや栄養バランス、食への興味・関心を育む食育集会を公立保育園 5 園で実施します。また、希望のある私立保育園に栄養士が出張し、保育園と連携して食育活動を行います。	4 5
子育て支援ネットワーク会議	虐待を受けている子どもをはじめとする、支援が必要な子どもとその家族の早期発見や、適切な支援を図るため、関係機関等の円滑な連携協力を確保します。	7 7
子育てひろば事業(地 域子育て支援拠点事 業)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設 し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援 助を行う事業です。	5 2
子ども食堂開設支援、 子ども食堂ネットワー ク	子ども食堂開設希望者に対して、開設に結びつくよう関係機関と連携して支援を行います。また、子ども食堂間での情報共有や課題解決に向けた検討を行うため、子ども食堂や関係機関の円滑な連携協力を確保します。	7 5
子どもクラブ整備 事業	子どもセンターへのアクセスが難しい地域のうち、児童 数が多い地域へ子どもクラブの整備を進めます。	9 3
子どもセンター・ 子ども創造キャンパス ひなた村事業	野外活動や創作、スポーツや調理などのさまざまな体験 活動の実施や、中学生・高校生などが主体的に運営する活動の支援を通して、社会性やコミュニケーション能力を 育む場を提供します。	28.90
子どもセンター事業 (子ども委員会)	子ども委員会では、子どもたちが主体的にルールづくり やイベントの企画・準備・運営などについて考え、活動し ます。	2 9
子どもセンター事業 (事業所連携事業)	地元事業所・商店などと協働でイベントを実施します。	8 9
子どもセンター事業 (地域連携事業)	放課後子ども教室「まちとも」事業運営協議会や青少年健全育成地区委員会、子ども会等の地域団体のサポートや連携を通して、地域の活性化を支援します。また、地域の人材を生かした事業展開を促進します。	8 6
子どもの学習・生活支 援事業	経済困難世帯等の子どもを対象に、基礎学力の定着及び 自学の促進並びに幅広い社会性の定着を目的として、学 習支援を行います。	7 4
子どもの 参画推進事業	若者が市長と語る会の実施など、庁内各課で実施している大人を対象とした意見聴取や検討の機会に、子どもたちが参画できるよう連携を進めていきます。	2 9
子どもとその家庭からの総合相談	0歳~18歳未満の子どもとその家庭の相談を受けます。必要に応じて情報の提供、専門機関やサービスの紹介・調整をし、問題の解決に向けたサポートを行います。	3 5
子ども110番の家	子どもが危険に直面した際に、緊急避難先として駆け込むことができる建物であることを示す看板の設置を、各小学校 P T A や自治会・町内会とともに進めます。また、設置だけでなく、子どものかけこみに際して、避難先の対応を身につけられる体験訓練や啓発活動を、看板設置団体等を対象に実施します。	9 7
こんにちは赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問 事業)	生後4ヵ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	5 0

取組	内容	参照ページ
災害時情報伝達	災害時、保護者が迅速に正確な情報を取得できるよう、市内の保育園・幼稚園等と連携して各施設の情報の伝達方法を確立するとともに、まちだ子育てサイトにその情報 を掲載する訓練をします。	9 7
児童厚生員の 相談対応力向上研修	児童厚生員が、子どもたちや保護者からの悩みや相談に対し適切な支援を行うため、知識を習得し、技術を向上させ、居場所としての充実を図ります。	3 5
市内保育所の保育士等 の人材確保事業	新卒者や潜在保育士等を対象に市内の保育所で働くこと に魅力を感じられるよう就職相談会を実施します。	3 9
障がい児者水泳教室	小学生以上の障がいのある人を対象に、夏休み期間に、水 泳教室を開催します。	6 5
障害児相談支援事業	相談支援専門員のケアマネジメントによるきめ細かい支援を行うために、サービス等利用計画 (障害児支援利用計画) の作成支援等を行う障害児相談支援事業の実施体制を強化します。	6 6
ショートステイ(宿泊 保育)、トワイライトス テイ(夜間保育)	保護者の疾病等の理由により、家庭で養育が一時的に困難となった児童を、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))です。	5 2
スクールソーシャル ワーカーの派遣	子どもが抱える課題について、子どもや保護者が相談できるよう、関係する機関と連携して対応するため、スクールソーシャルワーカーを派遣します。	3 5
送迎保育ステーション事業	駅近くの利便性の良い箇所で一時的に乳幼児を預かり、 入所している教育・保育施設等へ送迎します。日中は各施 設で保育を行い、夕方以降保護者のお迎え時間に送迎ス テーションへ送迎します。	5 8
楽しく運動する機会の充実	運動への興味・意欲を高めるため、休み時間における運動遊びを充実させ、気軽に楽しく運動する機会を増やします。また、町田GIONスタジアム(町田市立野津田公園内)において、市内の小学校6年生児童が他校の児童と競技による交流を実施することで、児童が運動の楽しさを実感し、体力や連帯意識の向上を図り、豊かなスポーツライフの基礎を培います。	4 5
地域参加支援事業	子育てひろば等へ子ども発達センターの職員が同行し、 地域の子どもたちが過ごす場への参加を支援します。	6 7
地域人材活用(地域子育で相談センター)	民生委員、高齢者、子育てひろば利用者 OG 等、地域の人材を発掘し、活躍してもらえる場をコーディネートすることで、地域全体で子どもの育ちを見守る体制を整えています。	8 7
地域と連携した 教育活動	学校が保護者や地域住民と目指す目標やビジョンを共有 し、意見を学校運営へ反映させる仕組みであるコミュニ ティ・スクールを推進します。	8 6
父親対象育児講座	子育てに関する育児講座や、父子の絆を深めるレクリエーション等の父親向けイベントを通して、父親の育児参加を促すとともに、地域の父親同士の交流の場を提供します。	6 0

取組	内容	参照ページ
出前講座 (子ども向け 虐待防止啓発活動)	児童虐待について理解を深め、身近なところに相談場所があることを知り、児童が将来大人になった時に「子どもを守る」という思いを持ってもらうことを目的として、子ども家庭支援センター職員が小学校に出向き、寸劇など行います。	7 7
特別支援学級の整備	地域の状況や対象となる児童・生徒数の状況を踏まえて、 特別支援学級を整備します。	6 5
日本語指導	市立小・中学校に在籍する外国籍児童・生徒及び帰国児童・生徒のうち、希望者に対して、国際交流センターと連携し、日本語指導を中心とする特別指導・相談を行います。	7 8
乳幼児健康診査	各健診で乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者へ の育児支援を行います。	5 2
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	5 0
ひとり親家庭ホーム ヘルプサービス事業	就労・技能習得等のため一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合や、ひとり親となり生活環境の激変のため日常生活を営むことに支障が生じている場合等にヘルパーを派遣します。	7 6
ひとり親相談	ひとり親家庭の生活全般に関する相談を受け付けます。	7 6
病児・病後児保育	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース 等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業 です。	5 8
ファミリー・サポート センター事業(子育て 援助活動支援事業)	生後 3 か月から 12 歳までの子どもを持つ子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	5 7
併行通園事業	地域の保育園・幼稚園等を利用しながら、専門的な訓練等を受けるために、定期的に町田市子ども発達センターに 通園することができます。	6 5
保育士等の スキルアップ研修	学校教育・保育施設協会の研修会を支援し、職員のスキル を向上させ、教育・保育の質の向上を図ります。	3 9
保育所等訪問支援事業	子ども発達センターが中心となって、専門的な知識を持つ職員が、発達に支援が必要な子どもが利用している地域の保育園等に出向き、集団生活への適応のための支援を行います。	6 7
放課後子ども教室「まちとも」事業	学校や地域の関係者を主体とした運営協議会により、校 庭での活動のほか余裕教室等も活用し、学習活動や体験 活動などを行う放課後子ども教室「まちとも」事業を、全 小学校で学童保育クラブと連携しながら実施します。	9 3
放課後児童支援員の資 質向上	「町田市学童保育クラブ研修基本方針」による放課後児 童支援員の資質向上研修を実施します。	3 9
冒険遊び場プレーリー ダー養成講座	活動の担い手となるプレーリーダーの知識と技術の習得 及び向上のため、養成講座を実施します。	8 6
冒険遊び場補助事業	冒険遊び場活動を行う団体を支援し、常設型の設置を拡 充します。	9 3

取組	内容	参照ページ
まちだ子育てサイト	子育て家庭に向けて、情報をわかりやすく提供しています。今後は、子ども自身に向けても、イベント情報や、困った時、悩んだ時の相談場所などの情報を発信していきます。	28.81
「まちとも」と連携し た放課後のスポーツ推 進	放課後子ども教室「まちとも」で、スポーツ推進委員や地域スポーツクラブがスポーツプログラムを提供し、子どもたちにスポーツの楽しさを伝えます。	4 5
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、 養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の 適切な養育の実施を確保する事業です。	7 7
幼児教育・ 保育施設整備	幼稚園、認可保育所、認定こども園、家庭的保育室、小規 模保育所を整備します。	5 7
理解促進事業	地域の方々に向けて、発達に支援が必要な子どもについて、理解を深めるきっかけとなるよう、公開講座を開催します。	6 8
療育記録ノートによる 引継ぎ	入園・入学時に、これまでの支援が途切れることなく引継がれるように、子どもの成長と療育内容等を記録するノートを希望する保護者に配布します。	6 6
利用者支援事業 (出産・子育て応援事業)	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び、必要に応じて相談・助言等を行います。あわせて、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	5 0
両親学級	妊娠・出産後の健康管理や子育てについての講話、お風呂 の入れ方や、赤ちゃんの保育・妊婦の体験等の教室を開催 します。これらを通し、父親の育児参加も促します。	6 0